令和５年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.7.26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R5.10.30	改定	本編	13-66～13-66(1)	第１３編　農業農村整備 第８章　管水路工　［2］独自基準	建設機械の規格の読み替え	1～2
R6.1.31	改定	本編	11-18	第１１－３編　港湾・漁港漁場整備 第3章　基地港別最大作業船	記載内容の変更	3
R6.2.28	改定	本編	11-14,15	第１１－３編　港湾・漁港漁場整備 第2章　基地港別最大作業船	記載内容の変更	4～5
R6.2.28	改定	本編	11-19	第１１－３編　港湾・漁港漁場整備 第4章　就業時間別の船員供用係数	表の追加	6
R6.3.27	改定	本編	Ⅰ-14-①-1 ～Ⅰ-14-①-4	第Ⅰ編　総則 第14章　その他	工期の算定に係る項目の削除	7～9
R6.3.27	改定	本編	Ⅰ-14-①-1	第Ⅰ編　総則 第15章　その他	特殊ダンプトラックを追記	10
R6.3.27	改定	本編	Ⅵ-5,6	第Ⅵ編　土木工事標準単価及び 市場単価 第２章　市場単価	③防護柵設置工における 適用範囲の変更（落石対策 便覧）	11
R6.3.27	改定	本編	13-32 ～13-41	第１３編　農業農村整備 第１章　総則	工期の算定に係る項目の削除	12～14
R6.3.27	改定	本編	14-17 ～14-18	第１４編　森林整備 第１章　総則	工期の算定に係る項目の削除	15～17
R6.4.26	改定	本編	Ⅰ-2-②-40 ～Ⅰ-2-②-43	第Ⅰ編　総則 第２章　工事費の積算	現場管理費率の改定	18～21
R6.4.26	改定	本編	11-1 ～11-3	第11-1編　港湾 第２章　工事費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	22～24
R6.4.26	改定	本編	11-6 ～11-7	第11-2編　漁港漁場整備 第２章　工事費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	25～26
R6.4.26	改定	本編	11-13	第11-3編　港湾・漁港漁場整備共通 第１章　港湾・漁港漁場関係請負工事 積算基準を準拠するうえでの留意事項	記載内容の変更	27
R6.4.26	改定	本編	12-1 ～12-2(1)	第12-1編　空港土木 第２章　工事費の積算 第７章　空港請負工事における現場環 境改善費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	28～30

★重要事項は朱書きしておりますので要確認ください。

令和５年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.7.26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R6.4.26	改定	本編	14-10～14-11	第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準　②工事費の積算	現場管理費率の改定	31～32
R6.5.30	改定	本編	1-2-②-27	第Ｉ編　総則 第２章　工事費の積算 ②間接工事費　２－３　準備費	伐採で生じた根株の取り扱いを追加	33
R6.5.30	改定	本編	14-7～14-8	第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準　②工事費の積算	共通仮設費の改定	34～36
R6.5.30	改定	本編	13-10（1） ～ 13-10（2）	第１３編　農業農村整備編 第１章　総則 ②工事費の積算　２．１）共通仮設費	施工地域区分「中山間地域」の共通仮設費率の補正係数の改定	37～38
R6.5.30	改定	本編	13-14（1） ～ 13-15（2）	第１３編　農業農村整備編 第１章　総則 ②工事費の積算　２．２）現場管理費	現場管理費率の改定	39～42
R6.5.30	改定	本編	13-16（1） ～ 13-16（2）	第１３編　農業農村整備編 第１章　総則 ②工事費の積算　２．２）現場管理費	施工地域区分「中山間地域」の現場管理費率の補正係数の改定	43～44
R6.5.30	改定	本編	13-21～22	第１３編　農業農村整備編 第１章　総則 ⑨土木請負工事における現場環境改善日の積算	現場環境改善費率の改定	45～46
R6.5.30	改定	本編	13-63 13-67～71	第１３編　農業農村整備編 第８章　管水路工 ［1］適用基準　［2］独自基準	歩掛の改定	47～52
R6.5.30	改定	本編	13-74～83	第１３編　農業農村整備編 第１０章　ほ場整備工 ［1］適用基準　［2］独自基準	歩掛の改定	53～62
R6.5.30	改定	本編	13-89～94	第１３編　農業農村整備編 第１０章　ほ場整備工 ［1］適用基準　［2］独自基準	歩掛の改定	63～68
R6.7.26	改定	本編	14-61～ 14-62(2)	第１４編　森林整備 第１２章　山地治山土工	適用基準の記載内容の変更	69～72

★重要事項は朱書きしておりますので要確認ください。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年10月30日

ページ	改定前（令和５年10月31日まで適用）	改定後（令和5年11月１日以降適用）
13-66 第１３編　農業農村整備 第８章　管水路工 ［2］独自基準 ①パイプライン基礎	⑱ 高密度ポリエチレン管機械布設　[SV290] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 ／ ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。 ⑲ 管水路浅埋設工（ジオグリッド） 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 ／ ⑦管水路浅埋設工（ジオグリッド） による。 ［2］独自基準 な し	⑱ 高密度ポリエチレン管機械布設　[SV290] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 ／ ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。 ⑲ 管水路浅埋設工（ジオグリッド） 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 ／ ⑦管水路浅埋設工（ジオグリッド） による。 ［2］独自基準 （令和5年11月1日以降適用） 1. ① パイプライン基礎 4. 基礎材投入歩掛 表4.1 投入歩掛における規格区分 ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³） 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³） 7. 単価表 （1）管水路基礎10m3当り単価表における規格 ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積○○m³（平積○○m³） 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制又は、第1,2,3次基準値） クローラ型山積○○m³（平積○○m³） （2）機械運転単価表における規格 ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³） 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）

追加

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年10月30日

ページ	改定前（令和５年10月31日まで適用）	改定後（令和5年11月１日以降適用）
13-66(1) 第１３編　農業農村整備 第８章　管水路工 ［2］独自基準 ①パイプライン基礎	〔記載なし〕	・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.45㎥（平積0.35㎥） 追加

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年1月31日

ページ	改定前（令和６年１月31日まで適用）	改定後（令和６年２月１日以降適用）
11-18 第11-3編　港湾・漁港漁場共通 第3章　基地港別最大作業船 ［2］独自基準	（下記参照）	（下記参照）

改定前（令和６年１月31日まで適用）

表－1

基地港別最大作業船一覧

作業船 基地港	普通地盤用グラブ浚渫船 (m³)	引船 (PS型)	クレーン付台船 (t吊)	旋回式起重機船 (t吊)	土運船 (m³)	台船 (t)	ケーソン製作用作業船	コンクリートミキサー船 (m³)	バックホウ浚渫船 (m³)
境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-
安来	5.0	1100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2
浦郷	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-
美田	2.5*7	900*7	-	155*7	-	200*7	-	-	-
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-

1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。
2. グラブ浚渫船の( )書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ浚渫船が在港するとみなしたものである。
3. ガット船について、3.0m3・850m3積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。
4. [ ]書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。
5. 自航揚錨船については、各基地港に全機種在港している。
6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。
7. 美田港の船舶については、グラブ浚渫船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能

改定

改定後（令和６年２月１日以降適用）

（令和６年２月１日以降適用）

表－1

基地港別最大作業船一覧

作業船 基地港	普通地盤用グラブ浚渫船 (m³)	引船 (PS型)	クレーン付台船 (t吊)	旋回式起重機船 (t吊)	土運船 (m³)	台船 (t)	ケーソン製作用作業船	コンクリートミキサー船 (m³)	バックホウ浚渫船 (m³)	潜水士船
境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-	[在港]
安来	5.0	1100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	[在港]
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	[在港]
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-
大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	[在港]
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-
浦郷	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-
美田	2.5*7	900*7	-	155*7	-	200*7	-	-	-	-
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-

1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。
2. グラブ浚渫船の( )書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ浚渫船が在港するとみなしたものである。
3. ガット船について、3.0m3・850m3積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。
4. [ ]書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。
5. 自航揚錨船については、各基地港に全機種在港している。
6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。
7. 美田港の船舶については、グラブ浚渫船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能
8. 潜水士船は、積算基準の標準規格である270PS型とし、非汎用船として回航費を計上すること。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和６年２月２９日まで適用）	改定後（令和６年３月１日以降適用）
11-14 第１１－３編　港湾・漁港漁場整備 第２章 回航距離 ［2］独自基準		

改定前（令和６年２月２９日まで適用）

第2章　回航距離

1．回航距離は以下を標準とする。なお、作業船舶の基地港は第３章基地港別最大作業船の表－１を原則とする。

（1）港湾

基地港	回航港	片道距離(浬)
下関港	益田港	83
	浜田港	100
	江津港	114
	温泉津港	120
	宅野港	125
	久手港	130
	田儀港	135
	河下港	143
	七類港	167
	松江港	187
	西郷港	212
益田港	遠田港	2
	松原港	8
浜田港	松原港	9
	江津港	14
河下港		
田儀港	小田東港	2
	二俣港	9
	中山港	9
境港	江島港	1
	遅江港	4
	波入港	5
	松江港	6
	安来港	6
	才港	11
	軽尾港	11
	諸喰港	13
	温泉津港	61
加賀漁港	佐波港	3
	笠浦港	7
	千酌港	8
仙崎港（山口県）	浜田港	55

基地港	回航港	片道距離(浬)
加賀漁港	笹子港	11
	七類港	13
恵曇漁港	秋鹿北港	2
五十猛漁港	小田東港	13
	魚津港	3
	宅野港	2
	網屋港	4
	温泉津港	8
	江津港	11
久手港		
美田港	波止港	2
	古泡港	1
	来居港	5
諏訪港	保々見港	6
	知々井港	8
	御波港	9
別府港	宇賀港	1
	物井港	0
	日之津港	2
	須賀港	3
	堤港	3
	姫の浦港	9
西郷港	卯敷港	9
	飯美港	11
	中村港	13
	伊後港	16
	代港	19
	重栖港	18
	長尾田港	16
	大津久港	11

11-14

改定後（令和６年３月１日以降適用）

第2章　回航距離

1．回航距離は以下を標準とする。なお、作業船舶の基地港は第３章基地港別最大作業船の表－１を原則とする。

（1）港湾

基地港	回航港	片道距離(浬)
下関港	益田港	83
	浜田港	100
	江津港	114
	温泉津港	120
	宅野港	125
	久手港	130
	田儀港	135
	河下港	143
	七類港	167
	松江港	187
	西郷港	212
益田港	遠田港	2
	松原港	8
浜田港	松原港	9
	江津港	14
田儀港	小田東港	2
	二俣港	9
	中山港	9
境港	江島港	1
	遅江港	4
	波入港	5
	松江港	6
	安来港	6
	才港	11
	軽尾港	11
	諸喰港	13
	温泉津港	61
	来居港	43
	別府港	47
加賀漁港	佐波港	3
	笠浦港	7
	千酌港	8
仙崎港（山口県）	浜田港	55

基地港	回航港	片道距離(浬)
加賀漁港	笹子港	11
	七類港	13
恵曇漁港	秋鹿北港	2
五十猛漁港	小田東港	13
	魚津港	3
	宅野港	2
	網屋港	4
	温泉津港	8
	江津港	14
美田港	波止港	2
	古泡港	4
	来居港	5
諏訪港	保々見港	6
	知々井港	8
	御波港	9
別府港	宇賀港	1
	物井港	0
	日之津港	2
	須賀港	3
	堤港	3
	姫の浦港	9
西郷港	卯敷港	9
	飯美港	11
	中村港	13
	伊後港	16
	代港	19
	重栖港	18
	長尾田港	16
	大津久港	11

11-14

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和６年２月２９日まで適用）	改定後（令和６年３月１日以降適用）
11-15 第１１－３編　港湾・漁港漁場整備 第２章 回航距離 ［2］独自基準	（2）漁港 作業船回航距離一覧表（その１） 基地港 / 回航港 / 片道距離（浬） 境港：美保関 4；境港 8 加賀：片江 9；稲積 8；笠浦 8；野井 7；瀬崎 6；沖泊 6；多古 1；野波 4；大芦 2；御津 3 恵曇：恵曇（片句） 3；恵曇（手結） 1；魚瀬 2 小伊津：地合 2；小伊津（坂浦） 1；小伊津（三浦） 1；唯浦 2 十六島（河下）：塩津 5；釜浦 4；猪目 2；鵜峠 2；鷺浦 4；宇竜 6；宇竜（日御碕） 7；大社 10；湖陵 13；小田 16；波根東 21 十六島（河下）：鳥井 21；和江 23；五十猛 26 浜田：仁万 26；友 23；湯里 22；日祖 22；温泉津 21；湯戸 20；今浦 19；黒松 18；浅利 16；和木 12；波子 9；唐鐘 7；津摩 5；折居 6；今浦 8；福浦 9；古湊 10；須津 11；土田 13；大浜 14；木部 15；津田 15；小浜 22；飯浦 24 11 15	（2）漁港 作業船回航距離一覧表（その１） 基地港 / 回航港 / 片道距離（浬） 境港：美保関 4；境港 8；西郷 54；浦郷 46 加賀：片江 9；稲積 8；笠浦 8；野井 7；瀬崎 6；沖泊 6；多古 4；野波 4；大芦 2；御津 3；西郷 42；浦郷 33 恵曇：恵曇（片句） 3；恵曇（手結） 1；魚瀬 2 小伊津：地合 2；小伊津（坂浦） 1；小伊津（三浦） 1；唯浦 2 十六島（河下）：塩津 5；釜浦 4；猪目 2；鵜峠 2；鷺浦 4；宇竜 6；宇竜（日御碕） 7；大社 10；湖陵 13；小田 16；波根東 21；柳瀬 21；鳥井 23；和江 23；五十猛 26 浜田：仁万 26；友 23；湯里 22；日祖 22；温泉津 21；湯戸 20；今浦 19；黒松 18；浅利 16；和木 12；波子 9；唐鐘 7；津摩 5；折居 6；今浦 8；福浦 9；古湊 10；須津 11；土田 13；大浜 14；木部 15；津田 15；小浜 22；飯浦 24 11 15

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和６年２月２９日まで適用）	改定後（令和６年３月１日以降適用）
11-19 第11-3編　港湾・漁港漁場共通 第4章　就業時間別の船員供用係数 ［2］独自基準	〔記載なし〕	第4章 就業時間別の船員供用係数 （令和６年２月２９日まで適用） 港湾請負工事積算基準／単価表／２．供用日数／２　１作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準／単価表／２．供用日数／２－１作業船および付属品等 （令和６年３月１日以降適用） 別表－４　就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（1ワッチ制） 船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（2ワッチ制） 就業時間別船員供用係数（β）の算定式 11-19 追加

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
Ⅰ-14-①-1 第Ⅰ編　総則 第14章　その他 ①工期、水替日数及び供用日数 1-1　適切な工期の算定 1-2　工期日数の算定	第 14 章　その他 ① ~~工期、~~水替日数及び供用日数 １－１　適切な工期の算定 工期については，工事の性格，地域の実情，自然条件，建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ，特に以下に留意のうえ工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。 (1) 同工種の過去の類似実績を参考に，必要な日数を見込むこと。 (2) 降雪期については，作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから，必要な日数を見込むこと。 (3) 年度末にかかる工事を発注する際には，年度内完了に固執することなく，必要な日数を見込むこと。 １－２　工期日数の算定 工期の設定は，４週８休（週休２日制）として算定する。 例1）余裕期間を設定しない場合 準　備 ／ 純工期＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 ／ 後片付け 総工期＝準備期間＋純工期＋後片付け期間 例2）余裕期間を設定する場合 余裕期間 ／ 準　備 ／ 純工期＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 ／ 後片付け 総工期＝余裕期間＋準備期間＋純工期＋後片付け期間 不稼働日数＝雨休日数　＋　その他（出水期、現場状況（地形的な特性，地元関係者や関係機関との協議状況，関連工事等の進捗状況等）） 降雨休日数：施工に必要な実日数　×　雨休率（α…０．８） 降雨休率　：休日（土日，祝日，年末年始休暇（６日）及び夏期休暇（３日））と降雨除雪日及び猛暑日日数の年間の発生率。降雨除雪日は，１日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日。猛暑日日数は，年毎のWBGT値31以上の時間（注１）を日数換算し，平均した値とする。 （注１）WBGT値31以上の時間の集計は，過去5年間の平日8時～17時を対象とする。 観測所・地点名称 ／ 降雨除雪日数日数（日/年） ／ 猛暑日日数（日/年） 松江 ／ ３５ ／ ５ なお，雨天，土曜，日曜，祝日，夏期休暇，年末・年始休暇，個別の休日等に伴う雨の降雨率及び猛暑日日数は考慮している。また，橋梁上部製作（工場製作）は，上表を適用せず個別の休日による作業不可能日数を考慮し設定する。 工事抑制期間を設計図書に明示した工事は，工期内の工事抑制期間を除き工期算定を行うこと。（保守工事，維持工事を除く） 降雨除雪日，猛暑日日数は，過去５カ年の気象庁及び環境省のデータより算出するものとする。	第 14 章　その他 ① 水替日数及び供用日数 〔削　除〕

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
Ⅰ-14-①-1 第Ⅰ編　総則 第14章　その他 ①工期、水替日数及び供用日数 1-2　工期日数の算定	（1）積み上げ方式による工期設定 ①原則，積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合，準備期間，後片付け期間については，別表１のとおりとする。なお，別表１に記載がない工種区分については，準備期間46日，後片付け期間26日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。 ②施工に必要な実日数の算定にあたっては，各作業の工事数量を，建設工事積算基準「第１編第１７章①作業日当り標準作業量」及び「第１編第１７章②市場単価の１日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し，不稼働日数を加えて延べ日数を算出し，施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし，通年行うべき保守（維持）工事等は除く。 ③積み上げ方式により工期設定する場合は，これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより，工期日数の妥当性を確認する（目安としては，実績値の－１０％以上乖離した場合に設計工程等を確認する），下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり，この日数を参考とする。 【標準工期試算式（参考値）】 $T = A \times P^{b}$ T：　総工期（準備，後片付け含む） P：　直接工事費（単位：円） A，b：　係数（別表２） （2）簡便式による工期設定 やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合，直接工事費が１億円未満の工事については，総工期を下記算定式により算出することができる。 総工期の算定式 $T = A \times P^{b} \times 1.2$ T：　総工期（準備，後片付け含む） P：　直接工事費（単位：円） A，b：　係数（別表３） （3）工期算定における留意事項 ①工期設定にあたっては，出水期等の作業不能日数，現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況，関連工事等の進捗状況，支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。 ②工期の設定について，事業により別の定めがあるものについては，その方法によること。 ③コンクリートを使用する工事の総工期は，最低４０日とする。 ④工期日数の１日未満は切り上げとする。	〔削　除〕

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
Ⅰ-14-①-1 第Ⅰ編　総則 第14章　その他 ①工期、水替日数及び供用日数 1-2　工期日数の算定	別表１　準備・後片付け期間 準備期間：河川工事 40日／河川・道路構造物工事 40日（プレテン桁を含む）／海岸工事 40日／道路改良工事 40日／鋼橋架設工事 ＊＊＊日（※注１）／ＰＣ橋工事 70日（支承製作を含む※注２）／橋梁保全工事 60日／舗装工事（新設） 50日／舗装工事（修繕） 60日（概算数量等迷の場合は１２０日とする。）／共同溝等工事 80日／トンネル工事 80日（トンネル坑内設備（プラント等）設置期間は含まない）／砂防・地すべり等工事 40日／道路維持工事 50日（巡年維持工事は除く）／河川維持工事 40日（巡年維持工事は除く）／電線共同溝工事 90日 後片付け期間：河川工事 20日／河川・道路構造物工事 20日／海岸工事 20日／道路改良工事 20日／鋼橋架設工事 20日／ＰＣ橋工事 20日／橋梁保全工事 20日／舗装工事（新設） 20日／舗装工事（修繕） 20日／共同溝等工事 20日／トンネル工事 30日／砂防・地すべり等工事 20日／道路維持工事 30日（巡年維持工事は除く）／河川維持工事 20日（巡年維持工事は除く）／電線共同溝工事 20日 ※注１、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。 橋梁形式 ＼ 重量(t)：W≦500／500＜W≦1200／1200＜W≦2000 鈑桁等：112日（施工22日＋材料手配90日）／157日（施工45日＋材料手配112日）／202日（施工67日＋材料手配135日） 鈑桁等・・・一社）日本橋梁建設協会ＨＰでは、「鈑桁（合理化桁含む）」「箱桁（鋼床版含む）」に分類されるが全て上記日数と同じ。 ※注２、ＰＣ橋工事 支承製作が施工条件に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承（積層ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラグ入り）、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。 別表２ 工種／A／b 河川工事／6.5／0.1981 河川・道路構造物工事／1.0／0.3162 海岸工事／0.6／0.3266 道路改良工事／5.2／0.2637 鋼橋架設工事／4.5／0.2373 ＰＣ橋工事／0.9／0.3154 舗装工事／9.9／0.1753 砂防・地すべり等工事／4.6／0.2263 道路維持工事／19.9／0.1422 河川維持工事／20.1／0.1436 下水道１工事／6.2／0.4644 下水道２工事／1.5／0.2817 下水道３工事／1.5／0.2034	〔削　除〕

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
Ⅰ-14-①-1 第Ⅰ編　総則 第14章　その他 ①工期、水替日数及び供用日数 1-2　水替日数の算定 1-3　供用日数の算定	1－2　水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。 ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。 1－3　供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。 供用日数＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 追加→	1－1　水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。 ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。 1－2　供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。 供用日数＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 ② 特殊ダンプトラック 特殊ダンプトラック（伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用）については、以下の取扱いとする。 特殊ダンプトラック　１時間当たり単価表 | 名称	規格	単位	数量	適用
---	---	---	---	---
軽油	パトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率	
運転手	一般	人	1／T	
特殊ダンプトラック損料		時間	1	
タイヤ損耗費及び補修費	１時間当り	時間	1	
諸雑費		式	1		 燃費消費率：0.043ℓ／kW－h 運転日当たり運転時間（T）：5.9 運転１時間あたり損料は「建設工事積算基準第１５編単価」による。 算定に係る各種数値は、令和４年度版建設機械等損料算定表（(一社) 日本建設機械施工協会）に記載される「ダンプトラック（オンロード・ディーゼル）」を準用している。 ダンプトラックの積算における時速は３０ km/h とする。再資源化施設等までの往復距離（km）を３０kmで除して運搬にかかる時間（小数第２位を四捨五入し、小数第１位止め）とする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
Ⅵ-5 第Ⅵ編　土木工事標準単価 及び市場単価 第2章　市場単価 ③防護柵設置工 ③－４防護柵設置工（落石防護柵） ③－５防護柵設置工（落石防止網）	**③防護柵設置工** **③－４防護柵設置工（落石防護柵）** ３．適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 （１１）変化点における補強金具が必要になる場合は，別途計上する。	③防護柵設置工 ③－４防護柵設置工（落石防護柵） 追加→ １．適用範囲 １－１　市場単価が適用できる範囲 （２） 以下を読み替える。 文中の「平成１２年度版」を「平成２９年度版」 １－２　市場単価が適用できない範囲 （２） 以下を読み替える。 文中の「平成２９年度版」を「平成１２年度版」 ３．適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 （１１）変化点における補強金具が必要になる場合は，別途計上する。 追加→ **③－５防護柵設置工（落石防止網）** １．適用範囲 １－１　市場単価が適用できる範囲 以下を追記する。 （３）落石対策便覧（平成２９年度版）に対応した製品を採用する場合。 １－２　市場単価が適用できない範囲 （２） 以下を追記する。 （２）落石対策便覧（平成１２年度版）に対応した製品を採用する場合。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
13-32 第１３編　農業農村整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑭その他 ・工期、水替日数及び供用日数	⑭ その他 ・工期、水替日数及び供用日数 １－１　工期日数の算定 工期の設定は，４週８休（週休２日制）として算定する。 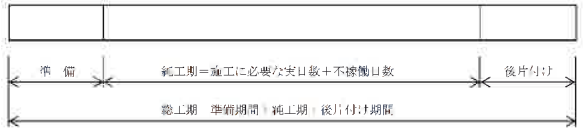 不稼働日数＝雨休日数 ＋ その他（排水期，現場状況（地形的な特性，地元関係者や関係機関との協議状況，関連工事等の進捗状況等）） ※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（0.0．8） ※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（６日）及び夏期休暇（３日））と降雨降雪日の年間の発生率，降雨降雪日は，１日の降雨・降雪量雨が10mm以上日の日。 （１）積み上げ方式による工期設定 ①原則，積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合，準備期間，後片付け期間については，別表１のとおりとする。なお，別表１に記載がない工種区分については，準備期間40日，後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。 ②施工に必要な実日数の算定にあたっては，各作業の工事数量を，建設工事積算基準「第Ｉ編第１７章①作業日当り標準作業量」及び「第Ｉ編第１７章②市場単価の１日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し，不稼働日数を加えて延べ日数を算出し，施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし，通年行うべき保守（維持）工事等は除く。 ③積み上げ方式により工期設定する場合は，これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより，工期日数の妥当性を確認する（目安としては，実績値の－１０％以上乖離した場合に設計工程等を確認する）。下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり，この日数を参考とする。 【標準工期試算式（参考値）】 $T = A \times P^{b}$ Ｔ：　総工期（準備，後片付け含む） Ｐ：　直接工事費（単位：円） Ａ，ｂ：　係数（別表２） （２）簡便式による工期設定 ①やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合，直接工事費が１億円未満の工事については，総工期を下記算定式により算出することができる。 総工期の算定式 $T = A \times P^{b} \times 1.21$ Ｔ：　総工期（準備，後片付け含む） Ｐ：　直接工事費（単位：円） Ａ，ｂ：　係数（別表２） 削除 13-32	⑭ その他 ・水替日数及び供用日数 １　１　水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。 ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。 １　２　供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び運搬機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。 13-32

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
13-33 第１３編　農業農村整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑭その他 ・工期、水替日数及び供用日数	（３）工期算定における留意事項 ①工期設定にあたっては，出水期等の作業不能日数，現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況，関連工事等の進捗状況，支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。 ②工期の設定について，事業により別の定めがあるものについては，その方法によること。 ③コンクリートを使用する工事の純工期は，最低４０日とする。 ④工期日数の１日未満は切り上げとする。 別表１　準備・後片付け期間 	工種区分	準備期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	４０日		２０日	
河川・道路構造物工事	４０日	プレテン桁を含む	２０日	
海岸工事	４０日		２０日	
道路改良工事	４０日		２０日	
鋼橋架設工事	＊＊＊日	※注１	２０日	
ＰＣ橋工事	７０日	支承製作を含む※注２	２０日	
橋梁保全工事	６０日		２０日	
舗装工事（新設）	５０日		２０日	
舗装工事（修繕）	６０日		２０日	
共同溝等工事	８０日		２０日	
トンネル工事	８０日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	３０日	
砂防・地すべり等工事	４０日		２０日	
道路維持工事	５０日	通年維持工事は除く	２０日	通年維持工事は除く
河川維持工事	４０日	通年維持工事は除く	２０日	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	９０日		２０日	| ※注１、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。 | 重量(t) ＼ 橋梁形式	W≦500	500＜W≦1250	1250＜W≦2000
鈑桁等	112 日 （現場 23 日 材料手配 90 日）	157 日 （現場 45 日 材料手配 112 日）	202 日 （現場 67 日 材料手配 135 日）	 鈑桁等・・・　注）日本橋梁建設協会ＨＰでは、「鈑桁（合理化桁含む）」「箱桁（鋼床版含む）」に分類されるが全て上記日数と同じ。 ※注２、ＰＣ橋工事 支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承（高減衰ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラグ入り）、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。 13-33	〔削　除〕

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
13-34 第１３編　農業農村整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑭その他 ・工期、水替日数及び供用日数	別表２ | 工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
ＰＣ橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道１工事	0.2	0.4044
下水道２工事	1.5	0.2817
下水道３工事	1.5	0.2934 | １　２　水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。 ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。 １－３　供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。 供用日数＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 13-34	〔削　除〕

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
14-17 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑭その他		

⑭ その他

「建設工事積算基準第１編第１４章の規定」による。

ただし、「建設工事積算基準第１編第１４章①１－２工期日数の算定」の雨休率については、猛暑日を考慮しない。また、「別表１」及び「別表２」については、下記に替える。

別表１　準備・後片付け期間

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	４０日		２０日	
河川・道路構造物工事	４０日	プレテン桁を含む	２０日	
治山・地すべり工事	４０日		１５日	
海岸工事	４０日		１５日	
森林整備Ａ	３０日		１５日	
森林整備Ｂ	２０日		１５日	
道路工事	４０日		１５日	
鋼橋架設工事	９０日	照査、材料手間期間を含む	２０日	
ＰＣ橋工事	７０日	支承製作を含む※注１	２０日	
舗装工事	５０日		２０日	
橋梁保全工事	６０日		２０日	
道路維持工事	５０日	通年維持工事は除く	２０日	通年維持工事は除く
トンネル工事	８０日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	２０日	

※注１、PC橋工事

支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。

なお、支承製作は水中分散ゴム支承、免震支承（高減衰ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラ入り）、その他特殊な支承の場合、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。

別表２

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
治山・地すべり工事	4.6	0.2263
海岸工事	0.6	0.3265
道路工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
ＰＣ橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
道路維持工事	19.9	0.1422

→ ［削除］

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
14-17 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑮請負工事機械経費積算要領 ⑯積算上の統一事項	**⑮ 請負工事機械経費積算要領** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第１５章請負工事機械経費積算要領」の規定による。 **⑯ 積算上の統一事項** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第１６章積算上の統一事項等」による。 ただし、「建設工事積算基準第Ⅰ編第１６章①積算算上の統一事項」については、下記のとおり適用する。 ［略］	**⑭ 請負工事機械経費積算要領** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第１４章請負工事機械経費積算要領」の規定による。 **⑮ 積算上の統一事項** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第１５章積算上の統一事項等」による。 ただし、「建設工事積算基準第Ⅰ編第１５章①積算算上の統一事項」については、下記のとおり適用する。 ［略］

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年３月27日

ページ	改定前（令和６年３月３１日まで適用）	改定後（令和６年４月１日以降適用）
14-18 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ⑰作業日当たり標準作業量 ⑱「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用について	**⑰ 作業日当たり標準作業量** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第17章の規定」による。 ただし、治山・林道必携積算・施工編　上巻　4　森林整備事業保全事業標準歩掛　を適用する工種については同第４編　作業日当たり標準作業量による。 **⑱「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用　について** ［略］	**⑯ 作業日当たり標準作業量** 「建設工事積算基準第Ⅰ編第１６章の規定」による。 ただし、治山・林道必携積算・施工編　上巻　4　森林整備事業保全事業標準歩掛　を適用する工種については同第４編　作業日当たり標準作業量による。 **⑰「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用　について** ［略］

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
Ⅰ-2-②-40 第Ⅰ編　総則 第2章　工事費の積算 ②間接工事費 ３．現場管理費		

改定前（令和６年４月３０日まで適用）

別表第2　現場管理費率

第1表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1,276.7	−0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	−0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	−0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	−0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	−0.1166	27.05
PC橋工事	30.78	120.9	−0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	−0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	−0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	−0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	−0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	−0.2185	18.28
下水道（1）工事	35.05	204.8	−0.1120	20.11

（注）　基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は，砂防・地すべり等工事に２％加算する。

第2表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700万円以下	700万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	−0.2042	30.16

第3表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200万円以下	200万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	−0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	−0.0971	28.81

改定後（令和６年５月１日以降適用）

別表第2　現場管理費率（令和6年4月30日まで適用）

第1表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1,276.7	−0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	−0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	−0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	−0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	−0.1166	27.05
PC橋工事	30.78	120.9	0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	−0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	−0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	−0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	−0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	−0.2185	18.28
下水道（1）工事	35.05	204.8	−0.1120	20.11

（注）　基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は，砂防・地すべり等工事に２％加算する。

第2表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700万円以下	700万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	−0.2042	30.16

第3表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200万円以下	200万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	−0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	−0.0971	28.81

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
Ⅰ-2-②-41 第Ⅰ編　総則 第2章　工事費の積算 ②間接工事費 3．現場管理費		

改定前（令和６年４月３０日まで適用）

第4表

工種区分 ＼ 適用区分 ＼ 対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	−0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	−0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	−0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	−0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	−0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	−0.0301	27.66

第5表

工種区分 ＼ 適用区分 ＼ 対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	30.41	41.0	−0.0153	29.13
フィルダム	33.56	184.8	−0.0874	26.24

2）算定式

$J_o = A \cdot N_p^{\,b}$　　ただし，J_o：現場管理費率（%）

N_p：純工事費（円）

A，b：変数値

(注) 1．J_oの値は，小数第３位を四捨五入して第２位とする。

2．対象とする純工事費については，「2．共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ）」及び「2．共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

Ⅰ-2-②-43 へ移動

改定後（令和６年５月１日以降適用）

第4表

工種区分 ＼ 適用区分 ＼ 対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	−0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	−0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	−0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	−0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	−0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	−0.0301	27.66

第5表

工種区分 ＼ 適用区分 ＼ 対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	30.41	41.0	−0.0153	29.13
フィルダム	33.56	184.8	−0.0874	26.24

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
Ⅰ-2-②-42 第Ⅰ編　総則 　第2章　工事費の積算 ②間接工事費 ３．現場管理費		追加→ 別表第2　現場管理費率（令和6年5月1日以降適用） 第1表 対象額 / 適用区分 / 工種区分 700万円以下：下記の率とする 700万円を超え10億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、係数値は下記による。A / b 10億円を超えるもの：下記の率とする 河川工事：44.05 / 1,148.2 / −0.2052 / 15.91 河川・道路構造物工事：43.11 / 402.3 / −0.1417 / 21.34 庭園工事：28.11 / 100.2 / −0.0807 / 18.84 道路改良工事：34.00 / 76.4 / −0.0512 / 26.44 鋼橋架設工事：48.86 / 265.1 / −0.1073 / 28.69 PC橋工事：34.06 / 111.0 / −0.0805 / 20.80 舗装工事：40.82 / 595.0 / −0.1703 / 17.54 砂防・地すべり等工事：46.27 / 1,229.5 / −0.2081 / 16.48 公園工事：43.09 / 347.3 / −0.1324 / 22.34 電線共同溝工事：61.19 / 2,182.5 / −0.2252 / 20.01 情報ボックス工事：54.60 / 1,528.4 / −0.2144 / 19.13 下水道（管）工事：35.56 / 179.6 / −0.1024 / 21.39 （注）　基礎地盤から擁壁までの高さが20m以上の砂防擁壁は、砂防・地すべり等工事に２％加算する。 第2表 対象額 / 適用区分 / 工種区分 700万円以下：下記の率とする 700万円を超え３億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、係数値は下記による。A / b ３億円を超えるもの：下記の率とする 橋梁保全工事：65.56 / 1,405.2 / −0.1965 / 31.45 第3表 対象額 / 適用区分 / 工種区分 200万円以下：下記の率とする 200万円を超え１億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、係数値は下記による。A / b １億円を超えるもの：下記の率とする 道路維持工事：60.22 / 613 / −0.1595 / 32.29 河川維持工事：42.35 / 167.1 / −0.0946 / 29.25

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
Ⅰ-2-②-43 第Ⅰ編　総則 　第2章　工事費の積算 ②間接工事費 ３．現場管理費		追加→ 第4表 対象額 / 適用区分 / 工種区分 1,000万円以下：下記の率とする 1,000万円を超え20億円以下：2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。 20億円を超えるもの：下記の率とする 共同溝等工事 (1) 50.57 / 251.0 / −0.1202 / 26.75 共同溝等工事 (2) 38.75 / 103.5 / −0.0609 / 28.09 トンネル工事 45.56 / 189.4 / −0.0884 / 28.52 下水道工事 (1) 34.99 / 49.0 / −0.0209 / 31.32 下水道工事 (2) 38.21 / 302.3 / −0.1034 / 22.09 下水道工事 (3) 32.72 / 45.8 / −0.0222 / 20.09 第5表 対象額 / 適用区分 / 工種区分 3億円以下：下記の率とする 3億円を超え50億円以下：2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。 50億円を超えるもの：下記の率とする コンクリートダム 31.19 / 95.0 / −0.0069 / 30.68 アースダム 34.29 / 154.9 / −0.0768 / 27.87 Ⅰ-2-②-41 から移動← 2）算定式 Ｊｃ＝Ａ・Ｎｐ^{b}　ただし，Ｊｃ：現場管理費率（%） Ｎｐ：純工事費（円） Ａ，ｂ：変数値 （注）１．Ｊｃの値は，小数第３位を四捨五入して第２位とする。 ２．対象とする純工事費については，『２．共通仮設費（２）算定方法 1)単計算による費分 の（ロ）』及び『２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表』を参照のこと。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-1 第１１－１編　港湾 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算	第１１－１編　港湾 ［1］適用する基準 港湾土木請負工事積算基準 による。 ［2］独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第1章 総則 2節 積算の通則 3．積算価格構成の内訳 ３－４　工事価格の端数処理 工事価格の端数処理については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／５諸雑費及び端数処理／（２）端数処理 第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 ２．　一般事項 ２－１　労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／３労務費 ２－２　材料費 ２－２－１　材料単価 材料単価については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／１材料費 補足資料－１　直接工事費 ５．　資料の取扱い １）資料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。 （１）資料 資料については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／１材料費 2節 間接工事費 ２．共通仮設費 ２－３　運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費 ３．　現場管理費 ３－１　積算方法等 ３－１－ナ　現場管理費率の補正 １）施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。 11-2へ移動 11-3へ移動	第１１－１編　港湾 ［1］適用する基準 港湾土木請負工事積算基準 による。 ［2］独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第1章 総則 2節 積算の通則 3．積算価格構成の内訳 ３－４　工事価格の端数処理 工事価格の端数処理については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／５諸雑費及び端数処理／（２）端数処理 第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 ２．　一般事項 ２－１　労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／３労務費 ２－２　材料費 ２－２－１　材料単価 材料単価については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／１材料費 補足資料－１　直接工事費 ５．　資料の取扱い １）資料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。 （１）資料 資料については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／１材料費 2節 間接工事費 ２．共通仮設費 ２－３　運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費 ２－１１　現場環境改善費 （令和６年４月３０日まで適用） ・港湾土木請負工事積算基準／第１部／第１章／２節／２．共通仮設費／２－１１　現場環境改善費／表－② 追加→

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-2 第１１－１編　港湾 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算	4節　その他 1．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・港湾工事積算基準／第１編／第１０章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について **第3章　直接工事費の施工歩掛** 4節　本体工 4．1　ケーソン式 3．　ケーソン通水部付工 3－8　回航・えい航 3－8－3　ケーソン回航 3－8－3－2　回航費の積算 3）運転費の算出 （4）乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 **追加→** **11-3へ移動**	（令和６年５月１日以降適用） 表－②　現場環境改善費率 **追加→** **11-4へ移動**
	第4章　市場単価 1．　市場単価の調査方法および決定方法 1－3．適用にあたっての主な留意事項 離島についても、市場単価を適用する。 1－4　市場単価の公表 市場単価の公表については、以下による ・港湾工事積算基準／第１編／第２章／工種別工事費／１材料費 **第5章　間接工事費の施工歩掛** 1節　回航・えい航費 2．　回航 2－3　回航の積算 2－3－2　運転費の算出 （4）乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 2－3－6　廃棄等の算出 （2）廃棄等の算出方法 廃棄は、「業務委託積算基準／総則／第２章／第１節／１－３廃棄処理費／１－３－３　廃棄処理費の算出方法（一般）」を参考に適切に計上する。	**11-1から移動←** 3．　現場管理費 3－1　積算方法等 **追加→** 3－1－1　積算方法 （令和６年４月３０日まで適用） ・港湾土木請負工事積算基準／第１部／第１章／２節／３．現場管理費／３－１　積算方法等／３－１－１　積算方法／表－③

表－②　現場環境改善費率

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
港湾工事	浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5372	0.11 %
	構造物工事	2.02 %	1152.6	-0.4088	0.19 %

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
海岸工事		4.02 %	17,100.2	-0.5352	0.28 %

現場環境改善費率の算定式

$$L = a \cdot P^{b} \quad \text{（小数3位四捨三入）}$$

ただし、

L　：現場環境改善費率（%）

P　：現場環境改善費率の算出対象額（円）

a、b：定数値

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-3 第１１－１編　港湾 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算		追加→ 11-1から移動 11-2から移動←

（令和６年５月１日以降適用）

表－③　現場管理費率

工種区分 ＼ 適用区分等 ＼ 対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
港湾工事	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.9779	15.50 %
	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.9315	20.63 %

工種区分 ＼ 適用区分等 ＼ 対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
海岸工事	28.11 %	100.3	-0.9807	18.84 %

現場管理費率の算定式

$J_o = a \cdot N_o^{\ b}$　（小数３位四捨五入）

ただし、

J_o　：　現場管理費率（%）

N_o　：　純工事費（円）

a、b　：　定数値

３－１－2　現場管理費率の補正

1）施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。

4節　その他

1．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。

・建設工事積算基準／第１編／第１０章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について

第3章　直接工事費の施工歩掛

4節　本体工

4．1　ケーソン式

3．　ケーソン進水据付工

3－8　回航・えい航

3－8－3　ケーソン回航

3－8－3－2　回航費の積算

3）通転費の算出

（4）乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長 高級船員	2,154 円	

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-6 第１１－２　漁港漁場整備編 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算	3．　現場管理費 3－1　積算方法等 3－1－1　現場管理費率の補正 1）施工時期，工事期間等による補正については，適用しない → 11-7へ移動 4節　その他 1．工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については，以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第１０章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算 **第3章　直接工事費の施工歩掛** **4節　本体工** 4．1　ケーソン式 3．　ケーソン進水据付工 3－8　回航・えい航 3－8－3　ケーソン回航 3－8－3－2　回航費の積算 3）運転費の算出 （4）乗船手当 乗船手当は，下表のとおりとする。 職種 / 乗船手当 / 摘要 普通船員 / 1,918 円 / 職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 船員長 高級船員 / 2,154 円 / 金額は消費税を含まない金額である。 **第4章　市場単価** 1．　市場単価の調査方法および決定方法 1－3　適用にあたっての主な留意事項 離島についても，市場単価を適用する。 → 11-8へ移動 1－4　市場単価の公表 市場単価の公表については，以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第２章／①直接工事費／１材料費 **第5章　間接工事費の施工歩掛** **1節　回航・えい航費** 2．　回航 2－3　回航費の積算 2－3－2　運転費の算出 （4）乗船手当 乗船手当は，下表のとおりとする。 職種 / 乗船手当 / 摘要 普通船員 / 1,918 円 / 職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 船員長 高級船員 / 2,154 円 / 金額は消費税を含まない金額である。	追加→ 2－11　現場環境改善費 （令和６年４月３０日まで適用） ・漁港漁場関係工事積算基準／第１部／第２章／２節／２．共通仮設費／２－１１　現場環境改善費／表－② （令和６年５月１日以降適用） 表－②　現場環境改善費率 対象額 / 600万円以下 / 600万円を超え20億円以下 / 20億円を超えるもの 適用区分等 / 下記の率とする / 算定式により算出された率とする．ただし，定数値は下記による / 下記の率とする 工種区分 / a / b 漁港漁場関係工事 浚渫工事 / 2.58 % / 11,342.3 / -0.5375 / 0.11 % 漁港漁場関係工事 構造物工事 / 2.02 % / 1192.6 / -0.4089 / 0.19 % 対象額 / 600万円以下 / 600万円を超え10億円以下 / 10億円を超えるもの 適用区分等 / 下記の率とする / 算定式により算出された率とする．ただし，定数値は下記による / 下記の率とする 工種区分 / a / b 海岸工事 / 4.02 % / 17,100.2 / -0.5453 / 0.26 % 現場環境改善費率の算定式 $I_r = a \cdot P^{b}$　（小数３位四捨五入） ただし， I_r：現場環境改善費率（%） P：現場環境改善費率の算出対象額（円） a，b：定数値 3．　現場管理費 3－1　積算方法等 追加→ 3－1－1　積算方法 （令和６年４月３０日まで適用） ・漁港漁場関係工事積算基準／第１部／第２章／２節／３．現場管理費／３－１　積算方法等／３－１－１　積算方法／表－③

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-7 第１１－１編　港湾 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算	２－３－６　旅費等の算出 （２）旅費等の算出方法 旅費は、「国土交通省土木工事積算基準／総則／第２章／第１節／１－３旅費交通費／１－３－３ 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。 2節　運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／②関係工事費／２共通仮設費／２－２運搬費 → 11-8へ移動	追加→ （令和６年５月１日以降適用） 表－③　現場管理費率 対象額 / 適用区分等 / 工種区分 700万円以下：下記の率とする 700万円を超え20億円以下：算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による 20億円を超えるもの：下記の率とする a　b 港湾土木関係工事　建築工事　24.98 %　82.2　-0.0779　15.50 % 港湾土木関係工事　構造物工事　24.55 %　40.5　-0.0315　20.63 % 対象額 / 適用区分等 / 工種区分 700万円以下：下記の率とする 700万円を超え10億円以下：算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による 10億円を超えるもの：下記の率とする a　b 流域工事　28.11 %　160.8　-0.0807　18.84 % 現場管理費率の算定式 Ｊ。＝ａ・Ｎ。^ｂ　（小数３位四捨五入） ただし、 Ｊ。：現場管理費率（%） Ｎ。：純工事費（円） ａ，ｂ：定数値 11-6から移動 ３－１－２　現場管理費率の補正 １）施工時期、工事期間等による補正については、適用しない ４節　その他 １．工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・建設工事積算基準／第Ｉ編／第１０章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算 第3章　直接工事費の施工歩掛 4節　本体工 ４．１　ケーソン式 ３．　ケーソン進水据付工 ３－８　回航・えい航 ３－８－３　ケーソン回航 ３－８－３－２　回航費の積算 ３）運転費の算出 （４）乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 職種 / 乗船手当 / 摘要 普通船員 / 1,918円 / 職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 船団長 高級船員 / 2,154円 / 金額は消費税を含まない金額である。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）		改定後（令和６年５月１日以降適用）
11-13 第１１－3編　港湾・漁港漁場整備共通 ［2］独自基準 第1章	9．均しの区分、余裕幅 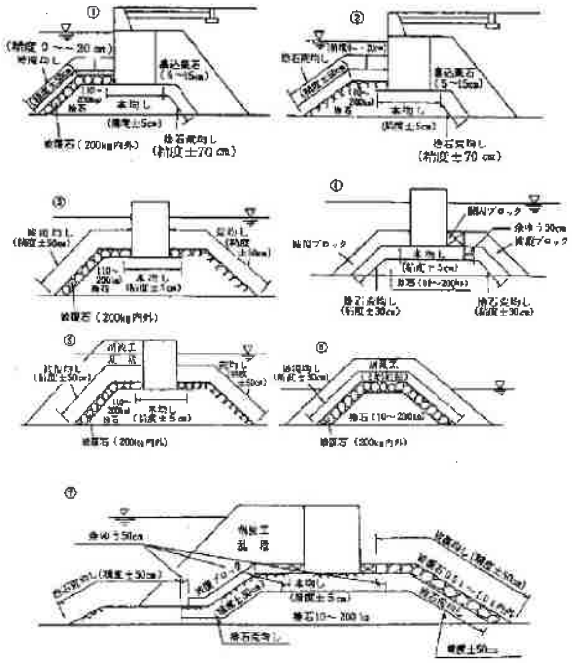 注）1．捨石のみを暫定投入する場合は、精度±70cmを設計書に表示し無価とする。 2．異形ブロックを層積する場合被覆均し精度は±30cmとする。 3．被覆石（0.5t内外、1t内外）を使用する場合は荒均し精度±50cmとする。 4．捨石本均しの余裕幅 区分 / 余裕幅(m) 片側 / 両側 ケーソン 1.0 2.0 セルラー・L形・方塊 0.5 1.0 場所打ち 0.5 1.0	改定→	9．均しの区分、余裕幅 ※取付護岸等の前面における船舶が航行しない範囲は、参考図③～⑦を参考に、投入する対象材料及び断面構成に対応する均し精度を適用する。 係留施設前面 ※取付護岸前面の船舶が航行する範囲を含む 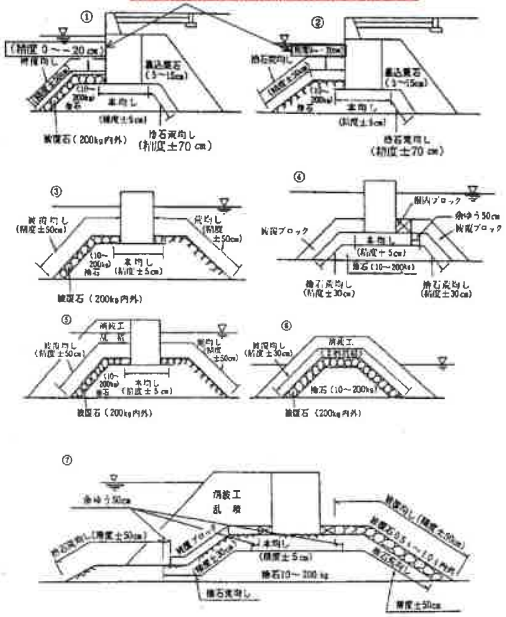 注）1．捨石のみを暫定投入する場合は、精度±70cmを設計書に表示し無価とする。 2．異形ブロックを層積する場合の被覆均し精度は±30cmとする。 3．被覆石（0.5t内外、1t内外）を使用する場合は、荒均し精度±50cmとする。 4．係留施設前面の荒均し精度は、0～-20cmとし、荒出し精度±10cmの動力を使用する。※取付護岸前面の船舶が航行する範囲を含む。 5．取付護岸等の前面における船舶が航行しない範囲は、参考図③～⑦を参考に、投入する対象材料及び断面構成に対応する均し精度を適用する。 6．捨石本均しの余裕幅 ◆捨石本均しの余裕幅 区分 / 余裕幅(m) 片側 / 両側 ケーソン 1.0 2.0 セルラー・L形・方塊 0.5 1.0 場所打ち 0.5 1.0

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
12-1 第１２－１編 空港土木 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算	**第１２－１編　空港土木** ［1］適用基準 空港請負工事積算基準　第1部　空港土木請負工事積算基準　による。 ［2］独自基準 第１部　空港土木請負工事積算基準 第１編　総則 第１章　総則 ①適用範囲等 3.　基準の適用 基準の適用　については以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第1章／①基準の適用等／1　基準の適用 ②請負工事の工事費の構成 2.　工事費の積算価格構成の項目 2－4工事価格の端数処理　については以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／5　諸雑費及び端数処理／(2)端数処理／5) 第２章　工事費の積算 ①直接工事費 1.　労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／3　労務費 2.　材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／1　材料費 第８章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第10章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算 第９章　設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第13章　設計変更 → 12-2(1)へ移動	**第１２－１編　空港土木** ［1］適用基準 空港請負工事積算基準　第1部　空港土木請負工事積算基準　による。 ［2］独自基準 第１部　空港土木請負工事積算基準 第１編　総則 第１章　総則 ①適用範囲等 3.　基準の適用 基準の適用　については以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第1章／①基準の適用等／1　基準の適用 ②請負工事の工事費の構成 2.　工事費の積算価格構成の項目 2－4工事価格の端数処理　については以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／5　諸雑費及び端数処理／(2)端数処理／5) 第２章　工事費の積算 ①直接工事費 1.　労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／3　労務費 2.　材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第１編／第2章／①直接工事費／1　材料費 追加→ ②間接工事費 2.　現場管理費 2－5 現場管理費の計算 （令和６年４月３０日まで適用） ・空港土木請負工事積算基準／第１編／第１編／第２章／２節／②間接工事費／２．現場管理費／２－５現場管理費の計算／別表第２

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
12-2 第１２－１編 空港土木 ［2］独自基準 第２章 工事費の積算 第7章 空港請負工事における 現場環境改善費の積算	**第３編　空港** **第４章　空港維持・修繕** ⑥除雪工 除雪工については適用しない。 → 12-2（1）へ移動	追加→ （令和６年５月１日以降適用） 別表第２　現場管理費率 第１表 対象額 ／ 適用区分 ／ 工種区分 500 万円以下：下記の率とする 500 万円を超え 50 億円以下：(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。 50 億円を超えるもの：下記の率とする | 工種区分	A	b
空港用地造成工事	35.09	119.6	−0.0795
空港舗装工事	29.68	109.6	−0.1130
空港維持工事	60.92	500.2	−0.1265	 第２表 対象額：500 万円以下／500 万円を超え 20 億円以下／20 億円を超えるもの 適用区分：下記の率とする／(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。／下記の率とする 工種区分：A　b 空港舗装工事：29.68　109.6　−0.1130　15.08 第３表 対象額：500 万円以下／500 万円を超え 2 億円以下／2 億円を超えるもの 適用区分：下記の率とする／(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。／下記の率とする 工種区分：A　b 空港維持工事：60.92　500.2　−0.1265　36.82 （1）算定式 $J_v = A \cdot N_p^{b}$ ただし　J_v　：現場管理費率（%） N_p　：純工事費（円） A・b：変数値 （注）J_vの値は，小数第３位を四捨五入し，第２位とする。 **第７章　空港請負工事における現場環境改善費の積算** ①空港請負工事における現場環境改善費の積算 １．現場環境改善費 １－３ 積算方法 （令和６年４月３０日まで適用） ・土木請負工事積算基準／第１編／第１編／第７章／①空港請負工事における現場環境改善費の積算／１．現場環境改善費／１－３ 積算方法／（１）／１）

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
12-2（1） 第１２－１編 空港土木 ［2］独自基準 第7章 空港請負工事における 現場環境改善費の積算		追加→ （令和６年５月１日以降適用） 1）積算方法は以下のとおりとする。 K＝i・Pi＋α K：現場環境改善費 i：現場環境改善費率（単位：％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする） i＝46687.43・Pi$^{-0.390}$ Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品（共通仮設費対象分）＋事業損失防止施設費） α：積上げ計上分 12-1から移動← **第８章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算** 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第10章　工事の一時中止等に伴う増加費用の積算 **第９章　設計変更** 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第13章　設計変更 12-2から移動← **第３編　空港** **第４章　空港維持・修繕** ※除雪工 除雪工については適用しない。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
14-10 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ②工事費の積算		

令和５年度建設工事積算基準

別表④（工種別現場管理費率標準値表）

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
河　川　工　事	43.43	1,276.7	−0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	−0.1508	20.13
治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	−0.2157	15.69
海　岸　工　事	27.79	113.9	−0.0895	17.82
森 林 整 備	42.63	387.3	−0.1400	21.28
道　路　工　事	33.69	87.0	−0.0602	24.99
鋼 橋 架 設 工 事	48.24	303.1	−0.1166	27.05
Ｐ Ｃ 橋 工 事	30.78	120.9	−0.0868	20.01
舗　装　工　事	40.38	668.7	−0.1781	16.69
公　園　工　事	42.63	387.3	−0.1400	21.28

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	64.97	1,623.7	−0.2042	30.16

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道 路 維 持 工 事	60.00	631.2	−0.1622	31.81

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
ト ン ネ ル 工 事	44.97	220.0	−0.0985	26.69

(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。
2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

令和５年度建設工事積算基準

別表④（工種別現場管理費率標準値表）　令和6年4月30日まで適用　追加記述

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
河　川　工　事	43.43	1,276.7	−0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	−0.1508	20.13
治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	−0.2157	15.69
海　岸　工　事	27.79	113.9	−0.0895	17.82
森 林 整 備	42.63	387.3	−0.1400	21.28
道　路　工　事	33.69	87.0	−0.0602	24.99
鋼 橋 架 設 工 事	48.24	303.1	−0.1166	27.05
Ｐ Ｃ 橋 工 事	30.78	120.9	−0.0868	20.01
舗　装　工　事	40.38	668.7	−0.1781	16.69
公　園　工　事	42.63	387.3	−0.1400	21.28

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	64.97	1,623.7	−0.2042	30.16

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道 路 維 持 工 事	60.00	631.2	−0.1622	31.81

純工事費 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
ト ン ネ ル 工 事	44.97	220.0	−0.0985	26.69

(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。
2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和6年４月２６日

ページ	改定前（令和６年４月３０日まで適用）	改定後（令和６年５月１日以降適用）
14-11 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ②工事費の積算		追加→

令和５年度建設工事積算基準

別表④（工種別現場管理費率標準値表）　令和6年5月1日以降適用

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
河　川　工　事	44.05	1,118.2	−0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	−0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	−0.2081	16.48
海　岸　工　事	28.11	100.3	−0.0807	18.84
森 林 整 備	43.09	347.3	−0.1324	22.34
道　路　工　事	34.09	76.4	−0.0512	26.44
鋼 橋 架 設 工 事	48.86	265.1	−0.1073	28.69
P C 橋 工 事	31.06	111.0	−0.0808	20.80
舗　装　工　事	40.83	598.0	−0.1703	17.54
公　園　工　事	43.09	347.3	−0.1324	22.34

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	65.88	1,465.2	−0.1968	31.45

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道 路 維 持 工 事	60.33	613.0	−0.1598	32.29

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
ト ン ネ ル 工 事	45.56	189.4	−0.0884	28.52

(備考)1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。
2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
記載頁 Ⅰ-2-②-27 第Ⅰ編　総則 第2章　工事費の積算 ②間接工事費 ２－３　準備費	令和５年度建設工事積算基準 ２－３　準備費 （１）　準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 １）　準備及び後片付けに要する費用 イ　着手時の準備費用 ロ　施工期間中における準備，後片付け費用 ハ　完成時の後片付け費用 ２）　調査・測量，下張等に要する費用 イ　工事着手前の基準測量等の費用 ロ　縦，横断面図の照査等の費用 ハ　用地幅杭等の仮移設等の費用 ニ　下張の設置等の費用 ３）　準備及び片付けとして行う以下に要する費用 イ　ブルドーザ，レーキドーザ，バックホウ等による雑木や小さな樹木，竹等などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。） ロ　除根，除草，整地，段切り，すりつけ等に要する費用 なお，伐開，除根及び除草は，現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。） ハ　型枠及び足場等仮設資材の処分費用 ニ　セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分に要した費用は含まない。） ４）　１）から３）に掲げるもののほか，伐開，除根，除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用，及び当該建設副産物等の処理費用，大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等，工事の施工上必要な準備に要する費用。 ５）　準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については，直接工事費に積上げ計上する。 （２）　積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)とし，積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし，現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお，伐採作業，伐採に伴う集積・積込，伐採により発生する建設廃棄物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用は，準備費として別途計上すること。 伐採作業等の項目別対象表 	項目	作業費	集積・積込（現場内小運搬含む）	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	● | ○：率分 ●：積上 （３）　伐開，伐採の定義について 伐開とは，胸高直径５ｃｍ未満の雑木や小さな樹木・竹などの除去で，ブルドーザ・レーキドーザあるいはバックホウ等で作業を行うものをいう。 伐採とは，胸高直径５ｃｍ以上の樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す作業をいう。 Ⅰ-2-②-27	令和５年度建設工事積算基準 ２－３　準備費 （１）　準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 １）　準備及び後片付けに要する費用 イ　着手時の準備費用 ロ　施工期間中における準備，後片付け費用 ハ　完成時の後片付け費用 ２）　調査・測量，下張等に要する費用 イ　工事着手前の基準測量等の費用 ロ　縦，横断面図の照査等の費用 ハ　用地幅杭等の仮移設等の費用 ニ　下張の設置等の費用 ３）　準備及び片付けとして行う以下に要する費用 イ　ブルドーザ，レーキドーザ，バックホウ等による雑木や小さな樹木，竹等などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。） ロ　除根，除草，整地，段切り，すりつけ等に要する費用 なお，伐開，除根及び除草は，現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。） ハ　型枠及び足場等仮設資材の処分費用 ニ　セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分に要した費用は含まない。） ４）　１）から３）に掲げるもののほか，伐開，除根，除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用，及び当該建設副産物等の処理費用，大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等，工事の施工上必要な準備に要する費用。 ５）　準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については，直接工事費に積上げ計上する。 （２）　積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)とし，積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし，現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお，伐採作業，伐採に伴う集積・積込，伐採により発生する建設廃棄物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用は，準備費として別途計上すること。 伐採作業等の項目別対象表 | 項目	作業費	集積・積込（現場内小運搬含む）	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	●	 ○：率分 ●：積上 （３）　伐開，伐採の定義について 伐開とは，胸高直径５ｃｍ未満の雑木や小さな樹木・竹などの除去で，ブルドーザ・レーキドーザあるいはバックホウ等で作業を行うものをいう。 伐採とは，胸高直径５ｃｍ以上の樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す作業をいう。 追加 → （４）伐採で生じた根株について 伐採で生じた根株の除去，現場内での集積・積込については，現地状況を踏まえ，必要に応じて積上げ計上を行うこと。（令和６年５月２４日付 技第１４１号　建設発生木材の取扱い　の改定について 参照） Ⅰ-2-②-27

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
14-11 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ②工事費の積算		

令和５年度建設工事積算基準

別表②(共通仮設費率)

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分		600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
			A	b	
河　川　工　事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海　岸　工　事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道　路　工　事		12.78	57.0	0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	0.3606	6.06
ＰＣ橋工事		27.04	1,636.8	0.2629	7.05
舗装工事		17.09	135.1	0.2071	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	600 万円以下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

備考　森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。

1. Aの区分

(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

(2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所

(3) 航空実播工

(4) 種子吹付工

14-7

令和５年度建設工事積算基準

追加記述

別表②(共通仮設費率)　令和6年5月31日まで適用」

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分		600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
			A	b	
河　川　工　事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	0.2381	4.49
海　岸　工　事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	0.0956	
道　路　工　事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	0.3606	6.06
ＰＣ橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	135.1	-0.2071	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	600 万円以下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118..	-0.3548	5.97

工種区分 ＼ 対象額 / 適用区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

備考　森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。

1. Aの区分

(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

(2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所

(3) 航空実播工

(4) 種子吹付工

14-7

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
14-11 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ②工事費の積算		追加

令和５年度建設工事積算基準

別表②(共通仮設費率)　令和6年6月1日以降適用

②-1 表

工種区分 ＼ 対象額 ＼ 適用区分		600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。(%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2201	4.21
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.10	21.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.1	-0.3606	6.06
PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

②-2 表

工種区分 ＼ 対象額 ＼ 適用区分	600 万円以下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.33	7,050.2	-0.3558	6.79

②-3 表

工種区分 ＼ 対象額 ＼ 適用区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.2	-0.3648	5.97

②-4 表

工種区分 ＼ 対象額 ＼ 適用区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。(%)
		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3068	5.59

14-8(1)

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
14-11 第１４編　森林整備 第１章　総則 ［2］独自基準 ②工事費の積算		追加→ 令和５年度建設工事積算基準 ②-5 表 （表１） （表２） （注）1. 共通仮設費率（kr）の算定式 kr＝A・P^b ただし、kr ：共通仮設費率（%） P ：対象額（円） A・b ：変数 kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600 万円以下の場合は、共通仮設費率（kr）を次式により算定するものとする。また、対象額が 600 万円以下の場合は、②-1 表の率に②-5表の率を加算するものとする。 kr＝（A－A'）・P^(b+b') ただし、A'，b'：変数（②-5 表） 3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額（円）が表表の範囲にある場合の共通仮設費率（kr）は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。 4. 森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。 1. Aの区分 （1）土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合 （2）樹高1. 5m以上の高木の植栽長が50%以上の場所 （3）航空実播工 （4）種子吹付工 2. Bの区分 1.記（1）から（4）までに以外の森林整備 14-8

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-10（1） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．１）共通仮設費		

別表４　共通仮設費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正）（１）－１	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）　２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（DID補正）（１）　３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7

※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。
※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び隠岐島が該当する。
（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）
これに準ずる地区とは，総務省が指定する「準人口集中地区」をいう。
２．中間農業地域と山間農業地域は，農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。
【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】
３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

13-10（2）へ移動

別表４　共通仮設費率の補正（令和６年５月３１日まで適用）

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正）（１）－１	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正）（１）　２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（DID補正）（１）－３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-10（2） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．１）共通仮設費	追加 13-10(1)から移動	

別表４　共通仮設費率の補正（令和６年６月１日以降適用）

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り（２）　1	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正）（１）　1	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
市街地（DID補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）　2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（DID補正）（１）　3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（※1）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	7

※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。
※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市地区・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。
（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部）
これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。
２．中間農業地域と山間農業地域は，農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す市区町村名に該当する地域をいう。なお，詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。
【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/sotsumei.html】
３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-14（1） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費		

別表５　現場管理費率

(1)　a

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ　場　整　備　工　事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農　用　地　造　成　工　事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水　路　トン　ネ　ル　工　事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水　路　工　事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排　水　路　工　事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管　水　路　工　事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑　か　ん　施　設　工　事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
た　め　池　工　事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%
そ　の　他　土　木　工　事（１）	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
そ　の　他　土　木　工　事（２）	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)　-b

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河　川　工　事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%
海　岸　工　事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道　路　改　良　工　事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗　装　工　事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%
管　更　正　工　事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%
鋼　橋　架　設　工　事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%
Ｐ　Ｃ　橋　工　事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%
公　園　工　事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%

(1)　-c

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
下　水　工　事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%

別表５　現場管理費率（令和６年５月３１日まで適用）

(1)　-a

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ　場　整　備　工　事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農　用　地　造　成　工　事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水　路　トン　ネ　ル　工　事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水　路　工　事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排　水　路　工　事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管　水　路　工　事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑　か　ん　施　設　工　事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
た　め　池　工　事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%
そ　の　他　土　木　工　事（１）	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
そ　の　他　土　木　工　事（２）	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)　b

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河　川　工　事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%
海　岸　工　事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道　路　改　良　工　事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗　装　工　事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%
管　更　正　工　事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%
鋼　橋　架　設　工　事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%
Ｐ　Ｃ　橋　工　事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%
公　園　工　事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%

(1)　-c

対象金額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
下　水　工　事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-14（2） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費		

(1) -d

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%

(1) -e

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%

(1) -f

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%

(2) 算定式は次によるものとする。

$Y = a \cdot X^{b}$

Y：現場管理費率(%)　　X：対象金額(単位:円)

a、b：変数値

(注) Y の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする

13-15（2）へ移動

(1) -d

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%

(1) -e

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%

(1) -f

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-15（1） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費	追加 →	別表５　現場管理費率（令和６年６月１日以降適用）

(1) -a

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%
その他土木工事（１）	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%
その他土木工事（２）	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%

(1) -b

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%
管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%
河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%
鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%
PC橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%
公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%

(1) -c

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-15（2） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費	追加 13-14（2）から移動	（1）-d 対象金額 / 適用区分 / 工種区分 1,000 万円以下：下記の率とする。 1,000 万円を超え 20 億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。 20 億円を超えるもの：下記の率とする。 	工種区分	1,000 万円以下	a	b	20 億円を超えるもの
---	---	---	---	---
トンネル工事	45.56%	189.4	-0.0884	28.52% | （1）-e 対象金額 / 適用区分 / 工種区分 3 億円以下：下記の率とする。 3 億円を超え 50 億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。 50 億円を超えるもの：下記の率とする。 | 工種区分	3 億円以下	a	b	50 億円を超えるもの
---	---	---	---	---
フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%
コンクリートダム工事	31.19%	35.0	-0.0059	30.68% | （1）-f 対象金額 / 適用区分 / 工種区分 700 万円以下：下記の率とする。 700 万円を超え 3 億円以下：(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。 3 億円を超えるもの：下記の率とする。 | 工種区分	700 万円以下	a	b	3 億円を超えるもの
---	---	---	---	---
橋梁保全工事	65.88%	1465.2	-0.1968	31.45%	 (2) 算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^{b}$ Y：現場管理費率(%)　　X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Y の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-16（1） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費		

別表６　現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（１）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC 橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7

※1 ウォルタス及びコンクリートダム工事は適用しない。
※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。
（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部）
これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。
２．中間農業地域と山間農業地域は，農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお，詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。
【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】
３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

13-16(2)へ移動

別表６　現場管理費率の補正（令和６年５月３１日まで適用）

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（１）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC 橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-16（2） 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ②工事費の積算 ２．２）現場管理費		追加 別表６　現場管理費率の補正（令和６年６月１日以降適用） 適用条件 施工地域区分 ／ 工種区分 ／ 対象 ／ 補正係数 ／ 適用優先 一般交通影響有り（１）－１ ／ 舗装工事 ／ 橋梁保全工事 ／ ２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。 ／ 1.2 ／ 1 一般交通影響有り（２）－１ ／ 舗装工事 ／ 橋梁保全工事 ／ 一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。） ／ 1.2 ／ 1 市街地（DID補正）（１）－１ ／ 舗装工事 ／ 橋梁保全工事 ／ 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ／ 1.2 ／ 1 市街地（DID補正）（１）－２ ／ 鋼橋架設工事 ／ 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ／ 1.1 ／ 2 一般交通影響有り（１）－２ ／ 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1） ／ ２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。 ／ 1.1 ／ 3 一般交通影響有り（２）－２ ／ 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1） ／ 一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。） ／ 1.1 ／ 4 市街地（DID補正）（１）－３ ／ 鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1） ／ 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ／ 1.1 ／ 5 山間僻地及び離島 ／ 全ての工種（※1） ／ 施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。 ／ 1.0 ／ 6 中山間地域 ／ 河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（※3） ／ 農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合 ／ 1.1 ／ 7 ※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 ※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。 （注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 ２．中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】 ３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。 13-16(1)から移動

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-21 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算		

⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2 適用の範囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。

3 積算方法
（1）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。
ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入２位止め）
Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）
α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{-0.3279}$
	5億円を超える場合	0.37

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（ただし、いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。
実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。
また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

（2） 設計変更について
率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

（3） その他
現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。

13-22へ移動

令和５年度建設工事積算基準

⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2 適用の範囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。

3 積算方法
（1）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。
ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入２位止め）
Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）
α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

（令和６年５月３１日まで適用）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{-0.3279}$
	5億円を超える場合	0.37

（令和６年６月１日以降適用）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=203.6 \cdot Pi^{-0.3077}$
	5億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（ただし、いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。
実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。
また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-22 第１３編　農業農村編 第１章　総則 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算	13-21から移動	（2）　設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 （3）　その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。 【別表】 計上項目 ／ 実施する内容（率計上分） 仮設備関係： 用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減 営繕関係： 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康増進設備及び厚生施設の充実等 安全関係： 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策 地域連携： 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-63 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［1］適用基準	令和５年度建設工事積算基準 第８章　管水路工 ［1］適用基準 ① パイプライン基礎　[SV255] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　①管水路基礎　による。 ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設　[SV260] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設　による。 ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設　[SV265] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設　による。 ④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　④強化プラスチック複合管機械布設　による。 ⑤ ダクタイル鋳鉄管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設　による。 ⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 13-63	令和５年度建設工事積算基準 第８章　管水路工 ［1］適用基準 ① パイプライン基礎　[SV255] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　①管水路基礎　による。 ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設（令和6年5月31日まで適用）　[SV260] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設　による。 ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設（令和6年5月31日まで適用）　[SV265] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設　による。 ④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　④強化プラスチック複合管機械布設　による。 ⑤ ダクタイル鋳鉄管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3　7. 管水路工　／　⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設　による。 ⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準（土木工事） 13-63

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-67 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［2］独自基準	追加	令和５年度建設工事積算基準 ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³） **2. ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設（令和6年6月1日以降適用）** 1．適用 1-1　準用基準 本基準は「令和６年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2　適用 本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の人力布設に適用する。 2．施工概要 施工フローは、次図を標準とする。 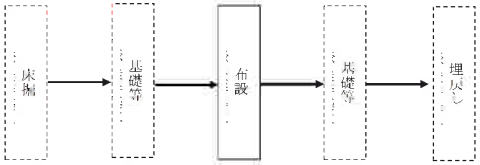 （注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 3．施工歩掛 3-1　布設歩掛 布設歩掛は、次表を標準とする。 表 3-1　硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛 （10m当り） 呼び径（mm）／世話役（人）／特殊作業員／普通作業員／雑材料費（%） 50以下／0.07／0.11／0.15／2 65～100／0.08／0.12／0.17 125～150／0.09／0.13／0.19 200／0.10／0.16／0.22 （注）1．本表の値は、「管1本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。 2．ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3．接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛を加算する。 4．雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに潤滑剤の費用をいう。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-68 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［2］独自基準	追加	令和５年度建設工事積算基準 3-2　接合歩掛 10m当りの接合箇所が３箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇歩＝接合箇所数×（10m/施工延長）-3（箇所）・・・（式3.1）（小数点以下第１位繰上げ） 接合歩掛　接合箇所×表3.2の各歩掛　・・・（式3.2） （注）接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。 表3.2　硬質ポリ塩化ビニル管人力布設接合歩掛 （１箇所/10m当り） 呼び径（mm）｜世話役（人）｜特殊作業員（人）｜普通作業員（人）｜雑材料費（%） 50以下｜0.01｜0.01｜0.01｜0.1 65～100｜0.01｜0.01｜0.02 125～150｜0.01｜0.01｜0.02 200｜0.01｜0.01｜0.02 （注）１．雑材料費として、管材料費に下表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに溶材の費用をいう。 3-3　管本数 10m当りの管本数（N）は次式を標準とする。 N＝（10.0-接手材延長（0.25））/管１本当り長さ・・・（式3.3） （小数点以下第３位四捨五入第２位止まり） ４．単価表 （１）硬質ポリ塩化ビニル管人力布設10m当り単価表 名称｜規格｜単位｜数量｜摘要 硬質ポリ塩化ビニル管｜○○管○○mm｜本｜N｜式3.3 雑材料費｜｜式｜1｜表3.1（注）４、表3.2（注）１ 世話役｜｜人｜｜表3.1、表3.2 特殊作業員｜｜〃｜｜〃 普通作業員｜｜〃｜｜〃 計｜｜｜｜

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-69 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［2］独自基準	追加	

令和５年度建設工事積算基準

2. ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設（令和6年6月1日以降適用）

1．適用

1-1　準用基準

本基準は「令和６年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。

1-2　適用

本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の機械布設に適用する。

2．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

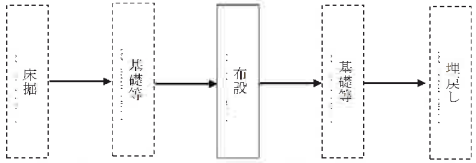

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3．施工歩掛

3-1 布設歩掛

布設歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1　硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛

（10ｍ当り）

呼び径（mm）	世話役（人）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	使用機械 バックホウ（クレーン機能付） 運転時間（日）	使用機械 バックホウ（クレーン機能付） 規格	雑材料費（%）
250～300	0.08	0.16	0.23	0.08	排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3）2.9ｔ吊	2
350～400	0.11	0.21	0.28	0.09		
450	0.13	0.24	0.35	0.10		
500	0.15	0.28	0.39	0.11		
600	0.19	0.36	0.50	0.13		

（注）1．本表の値は、「管１本当り長さ」が「４ｍ」及び「５ｍ」の場合のものである。

2．ソケット、エルボ、ブーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。

3．接合箇所が３箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。

4．諸雑費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。

なお、諸雑費とは、管の切断ロス、接着剤並びに潤滑材の費用及びレバーブロックの経費をいう。

5．バックホウ（クレーン機能付）は、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。

6．バックホウ（クレーン機能付）は賃料とする。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-70 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［2］独自基準	追加	令和５年度建設工事積算基準 3-2　接合歩掛 10m当りの接合箇所が３箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇所＝接合箇所数×（10m/施工延長）-3（箇所）・・・（式 3.1）（小数点以下第１位繰上げ） 接合歩掛＝接合箇所×表 3.2 の各歩掛　・・・（式 3.2） （注）接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。 表 3.2　硬質ポリ塩化ビニル管機械接合歩掛 （１箇所/10ｍ当り） 呼び径（mm）／世話役（人）／特殊作業員（人）／普通作業員（人）／使用機械 バックホウ（クレーン機能付）運転時間（日）／規格／雑材料費（%） 250～300 ／ 0.01 ／ 0.01 ／ 0.02 ／ 0.01 ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3）2.9ｔ吊 ／ 0.1 350～400 ／ 0.01 ／ 0.02 ／ 0.03 ／ 0.01 450 ／ 0.01 ／ 0.02 ／ 0.03 ／ 0.01 500 ／ 0.01 ／ 0.03 ／ 0.04 ／ 0.01 600 ／ 0.02 ／ 0.03 ／ 0.05 ／ 0.01 （注）１，雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。 3-3　管本数 10m当りの管本数（N）は、次式を標準とする。 N＝（10.0-接手材延長（0.25））/管１本当り長さ・・・（式 3.3） （小数点以下第３位四捨五入第２位止まり） ４．単価表 （１）硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 10m 当り単価表 名称／規格／単位／数量／摘要 硬質ポリ塩化ビニル管／○○管○○mm／本／N／式3.3 諸雑費／／式／1／表3.1（注）４、表3.2（注）１ 世話役／／人／／表3.1、表3.2 特殊作業員／／〃／／〃 普通作業員／／〃／／〃 バックホウ（クレーン機能付）運転／排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型　山積0.45m3（平積0.35m3）2.9吊／日／／〃 計

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-71 第１３編　農業農村編 第８章　管水路工 ［2］独自基準	追加	令和５年度建設工事積算基準 （２）機械運転単価表 機械名：バックホウ（クレーン機能付き） 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型　山積0.45m3（平積0.35m3）2.9ｔ吊 適用単価表：機-28 指定事項：運転労務数量 ›1.00 燃料消費量 ›47 機械賃料数量 ›1.45

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-74 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［1］適用基準	令和５年度建設工事積算基準 第１０章　ほ場整備工 ［1］適用基準 ① ほ場整備工（標準区画 0.3ha 以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ①ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上） による。 ② ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ②ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満） による。 ③ 水田整地工（ブルドーザ） [SV365] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ③基盤整地及び簡易整備 による。 ④ 暗渠排水工（掘削工：トレンチャ）、（掘削工：バックホウ）、（排水管・被覆材）、（埋戻工：バックホウ）、（小運搬：人力・機械） [SV375][SV380][SV385][SV386][SV387] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ④暗渠排水工 による。 ⑤ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ⑤畦畔整形工 による。 ⑥ 雑物除去（水田ほ場整備工） [SV370]	令和５年度建設工事積算基準 第１０章　ほ場整備工 ［1］適用基準 ① ほ場整備工（標準区画 0.3ha 以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ①ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上） による。 ② ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ②ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満） による。 ③ 水田整地工（ブルドーザ） [SV365] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ③基盤整地及び簡易整備 による。 ④ 暗渠排水工（令和6年5月31日まで適用） （掘削工：トレンチャ・バックホウ）、（排水管・被覆材）、（埋戻工：バックホウ）、（小運搬：人力・機械） [SV375][SV380][SV385][SV386][SV387] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ④暗渠排水工 による。 ⑤ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第３ ９．ほ場整備工 ／ ⑤畦畔整形工 による。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-75 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［１］適用基準	令和５年度建設工事積算基準 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ①雑物除去（水田ほ場整備工） による。 ⑦ 畦畔ブロック（人力） 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ②畦畔ブロック（人力） による。 ⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ③弾丸暗渠工 による。 ⑨ ほ場整備整地工（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）ICT 施工 ［SV700］［SV705］［SV901］［SV905］ 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】［参考歩掛］ による。 ⑩ 水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工　［SV710］［SV903］［SV907］ 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】［参考歩掛］ による。 ［2］ 独自基準 1．③ 水田整地工（ブルドーザ） 1．適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工①のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。 1－1　基盤造成	令和５年度建設工事積算基準 ⑥ 雑物除去（水田ほ場整備工）　［SV370］ 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ①雑物除去（水田ほ場整備工） による。 ⑦ 畦畔ブロック（人力） 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ②畦畔ブロック（人力） による。 ⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準（土木工事） 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第２ ８．ほ場整備工 ／ ③弾丸暗渠工 による。 ⑨ ほ場整備整地工（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）ICT 施工 ［SV700］［SV705］［SV901］［SV905］ 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】［参考歩掛］ による。 ⑩ 水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工　［SV710］［SV903］［SV907］ 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】［参考歩掛］ による。 13-71（1）へ移動

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-76 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［2］独自基準	13-70から移動 追加	令和５年度建設工事積算基準 ［2］独自基準 １．③　水田整地工（ブルドーザ） １．適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。 １－１　基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章土工②土工」を別途計上する。 ２．④　暗渠排水工 １．適用 1-1　準用基準 本基準は「令和６年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2　適用範囲 本歩掛は、ほ場整備工事における、水田及び畑地の暗渠排水工（掘削から埋戻しまで）の一連の作業を、日単位で施工する場合に適用する ２．施工概要 施工フローは、次表を標準とする。 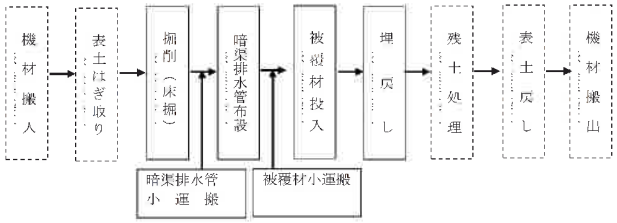 （注）　１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 ２．暗渠排水管小運搬及び被覆材小運搬には積込み、荷卸しを含む ３．暗渠排水管及び被覆材の材料費は、別途計上する。 ４．被覆材はもみ殻、粗粒炭、砕石とする。 ５．管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-77 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 3．機種の選定 3-1　掘削機械 掘削（床掘）に使用する機種・規格は、次表を標準とする。 表 3.1　機種の選定 機械名：トレンチャ　規格：自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級 機械名：バックホウ　規格：排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型山積0.28m3（平積0.20m3）［狭幅バケット装備］ （注）機種は、掘削特性、作業効率、入手容易性等を総合的に評価して選定する。 3-2　被覆材投入機械 被覆材投入に使用する機種・規格は、次表を標準とする。 表 3.2　機種の選定 機械名：バックホウ　規格：排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型山積0.28m3（平積0.20m3） 3-3　埋戻し機械 埋戻しに使用する機種・規格は、次表を標準とする。 表 3.3　機種の選定 機械名：バックホウ　規格：排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型山積0.28m3（平積0.20m3） 3.4　小運搬機械 小運搬に使用する機種・規格は、次表を標準とする。 表 3.4　機種の選定 資材名：暗渠排水管（定尺管）土管・陶管もみ殻、粗朶類　機械名：不整地運搬車　規格：排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t 資材名：暗渠排水管（ロール管）砕石　機械名：不整地運搬車　規格：クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t （注）１．暗渠排水管（定尺管）は、硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリエチレン製管合成樹脂網管のL＝4.00～5.00m/本の場合である。 ２．暗渠排水管（ロール管）は、硬質ポリエチレン製管、合成樹脂網管のロール管の場合である。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-78 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［2］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 ４．施工歩掛 4-1　暗渠排水工 4-1-1　日当り施工量 暗渠排水工の日当り施工量は、次表を標準とする。 表 4-1　日当り施工量 （１日当り） 4-1-2　施工歩掛 暗渠排水工の施工歩掛は、次表を標準とする。 表 4.2　施工歩掛 （１日当り）

機械名	規格	資材名	呼び径（mm）	数量（m）掘削深 0.5≦h≦0.7m	数量（m）掘削深 0.7＜h≦1.0m
トレンチャ	自走式・普通型クローラ　35kw 最大掘削深1.3m級	暗渠排水管（定尺管）	φ50～75	206	
			φ100	146	
		暗渠排水管（ロール管）	φ50～75	278	241
		土管・陶管	φ60	149	
			φ75	111	
			φ90	92	
バックホウ	排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型　山積0.28ｍ3 （平積0.2ｍ3）	暗渠排水管（定尺管）	φ50～75	159	119
			φ100	146	118
		暗渠排水管（ロール管）	φ50～75	160	118
		土管・陶管	φ60	149	120
			φ75	111	
			φ90	92	

（注）バックホウの掘削時には狭幅バケットを装備する。

名称	単位	暗渠排水管（定尺管）	暗渠排水管（ロール管）	土管・陶管
世話役	人	0.3	0.2	0.4
特殊作業員	〃	0.5	0.3	0.4
普通作業員	〃	1.0	1.0	1.0

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-79 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 4-1-3　施工機械（トレンチャ掘削） トレンチャ掘削による暗渠排水工の機械運転数量は、次表を標準とする。 表 4.3　施工機械（トレンチャ掘削時） １日当り 名称 ／ 規格 ／ 単位 ／ 数量 トレンチャ運転 ／ 自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級 ／ 日 ／ 0.4 バックホウ運転 ／ 排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型 山積0.28m3（平積0.20m3 ／ 〃 ／ 0.6 4-1-4　補助労務 被覆材投入の補助労務（普通作業員）は、次表を標準とする。 表 4.4　補助労務歩掛 （１日当り） 機種 ／ 管種 ／ 呼び径（mm） ／ 補助労務（人） 掘削深（h） 0.5≦h≦0.7m ／ 0.7＜h≦1.0m トレンチャ ／ 暗渠排水管（定尺管） ／ φ50～75 ／ 1.0 ／ 2.0 トレンチャ ／ 暗渠排水管（定尺管） ／ φ100 ／ 1.0 ／ 2.0 トレンチャ ／ 暗渠排水管（ロール管） ／ φ50～75 ／ 2.0 ／ 2.0 トレンチャ ／ 土管・陶管 ／ φ60 ／ 1.0 ／ 2.0 トレンチャ ／ 土管・陶管 ／ φ75 ／ 1.0 ／ 1.0 トレンチャ ／ 土管・陶管 ／ φ90 ／ 1.0 ／ 1.0 バックホウ ／ 暗渠排水管（定尺管） ／ φ50～75 ／ 2.0 ／ 2.0 バックホウ ／ 暗渠排水管（定尺管） ／ φ100 ／ 1.0 ／ 2.0 バックホウ ／ 暗渠排水管（ロール管） ／ φ50～75 ／ 2.0 ／ 2.0 バックホウ ／ 土管・陶管 ／ φ60 ／ 2.0 ／ 2.0 バックホウ ／ 土管・陶管 ／ φ75 ／ 1.0 ／ 2.0 バックホウ ／ 土管・陶管 ／ φ90 ／ 1.0 ／ 2.0

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-80 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④暗渠排水工	追加	

令和５年度建設工事積算基準

4-2　小運搬

4-2-1　人力小運搬

暗渠排水管（定尺管）の人力小運搬の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 4.5　施工歩掛

（１口当り）

資材名	運搬距離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）
暗渠排水管（定尺管）	50m以下	5,660	1.1

（注）１．本歩掛には積込み、荷卸しを含む

２．本表は、ほ場の一辺に仮置されている資材を人肩又は手車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。

4-2-2　機械小運搬（不整地運搬車）

（１）日当り施工量

機械小運搬（不整地運搬車）の日当り施工量は、次表を標準する。

表 4.6　日当り施工量

（１日当り）

資材名	規格	単位	運搬距離		
			50m以下	50mを超え100m以下	100mを超え150m以下
暗渠排水管（定尺管）	排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m	－	3,310	3,160
暗渠排水管（ロール管）	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	2,580	2,240	1,890
土管・陶管	排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	ton	7.2	6.6	6.0
もみ殻	排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m3	110	94.4	78.8
砕石	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	38.5	32.9	27.2
粗朶類	排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	〃	155	137	120

（注）本表は、ほ場の一辺に仮置されている資材を不整地運搬車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-81 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［2］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 （２）積卸し歩掛 積卸しの施工歩掛は、次表を標準とする。 表 4.7　施工歩掛 資材名 ／ 普通作業員 暗渠排水管（定尺管） ／ 0.04人/100m 暗渠排水管（ロール管） ／ 0.03人/100m 土管・陶管 ／ 0.54人/10ton もみ殻 ／ 0.14人/10m3 雑穀類 ／ 0.09人/10m3 （注）砕石の積込みは別途計上とする。なお、荷卸しはダンプアップによる。 ５．単価表 （１）トレンチャ掘削による暗渠排水工１日当り単価表 名称 ／ 規格 ／ 単位 ／ 数量 ／ 摘要 世話役 ／ ／ 人 ／ ／ 表4.2 特殊作業員 ／ ／ 〃 ／ ／ 〃 普通作業員 ／ ／ 〃 ／ ／ 〃 トレンチャ運転 ／ 自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級 ／ 日 ／ ／ 表4.3 バックホウ運転 ／ 排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型 山積0.28m3（平積0.20m3） ／ 日 ／ ／ 表4.3 普通作業員 ／ ／ 人 ／ ／ 表4.4 計 ／ ／ ／ ／ ／

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-82 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 （２）バックホウ掘削による暗渠排水工１日当り単価表 名称 ｜ 規格 ｜ 単位 ｜ 数量 ｜ 摘要 世話役 ｜ ｜ 人 ｜ ｜ 表4.2 特殊作業員 ｜ ｜ 〃 ｜ ｜ 〃 普通作業員 ｜ ｜ 〃 ｜ ｜ 〃 バックホウ運転 ｜ 排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型 山積0.28m3（平積0.20m3）［狭幅バケット装備］ ｜ E ｜ 1 ｜ 普通作業員 ｜ ｜ 人 ｜ ｜ 表4.4 計 ｜ ｜ ｜ ｜ （３）暗渠排水管（定尺管）人力小運搬100m当り単価表 施工単価コード　ＳＶ３８７ 名称 ｜ 規格 ｜ 単位 ｜ 数量 ｜ 摘要 普通作業員 ｜ ｜ 人 ｜ 1.1×100/D ｜ 表4.5 計 ｜ ｜ ｜ ｜ （注）D：日当り施工量 （４）機械小運搬（不整地運搬車）１日当り単価表 施工単価コード　ＳＶ３８７ 名称 ｜ 規格 ｜ 単位 ｜ 数量 ｜ 摘要 不整地運搬車運転 ｜ 排出ガス対策型（第２次基準値）クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0ｔ 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0ｔ ｜ 日 ｜ 1.0 ｜ 表4.6 普通作業員 ｜ ｜ 人 ｜ 労務数×D/10 又は100 ｜ 表4.7 計 ｜ ｜ ｜ ｜ （注）D：日当り施工量

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-83 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④暗渠排水工	追加	令和５年度建設工事積算基準 （５）機械運転単価表 名称 ／ 規格 ／ 適用単価表 ／ 指定事項 トレンチャ ／ 自走式・普通型 クローラ型35kw ／ 機-18 ／ 運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52 バックホウ ／ 排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型 山積0.28m3（山積0.20m3） ／ 〃 ／ 運転労務数量 →1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66 不整地運搬車 ／ 排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0ｔ ／ 機-28 ／ 運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →14 機械損料数量→1.55 不整地運搬車 ／ クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0ｔ ／ 機-18 ／ 運転労務数量 →1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-89 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ④ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	令和５年度建設工事積算基準 ８．⑭ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工） 1．適用 1-1-1　準用基準 本基準は「令和６年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-1-2　適用範囲 本歩掛は、計画平均区画面積が 0.3ha 未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業で、区画面積や搬入路が狭小でﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞでの施工が困難な場合におけるバックホウでの作業に要する運転時間の算定に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が 1/10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm 程度以下）には、「令和５年度建設工事積算基準 第 10 章 水田整地工」を適用する。 また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難い場合は適正と認められる実績又は資料によるものとする。 1-1-3　本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの仕付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における均平工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平誤差±5cm を標準とする。 1-2　本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。 1-2-1　表土はぎ取り及び表土戻しに要する時間 1-2-2　基盤切盛に要する時間 1-2-3　整地工に要する時間（表土整地、基盤整地） 1-2-4　畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧） 1-2-5　道路用土の集積、排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間 1-3　本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。 1-3-1　用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間 1-3-2　客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出 1-3-3　畑地の移設、クリーク等の埋立て等、大規模な扱い土量のある場合 1-3-4　道路用土のまき出し転圧 1-3-5　湧水及び湿地帯等の仮排水路の掘削作業 1-3-6　畦畔築立の法面仕上げ 1-3-7　面的な抜根（湿地等） 1-3-8　積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用 （１）筆外運土 ・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合 １．ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※① ・耕区をまたいで運土する場合 ２．農区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※② ・水路を横断する場合 ３．農区外筆外運土（バックホウ+不整地運搬車、バックホウ+ダンプトラック）※③ ・道路を横断する場合 ４．ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※④ ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が 60m 以上となる場合 ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合 （２）筆内運土 ・筆内で、以下のような現場条件の場合 １．耕区内筆内運土（バックホウ+不整地運搬）※⑤

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-90 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	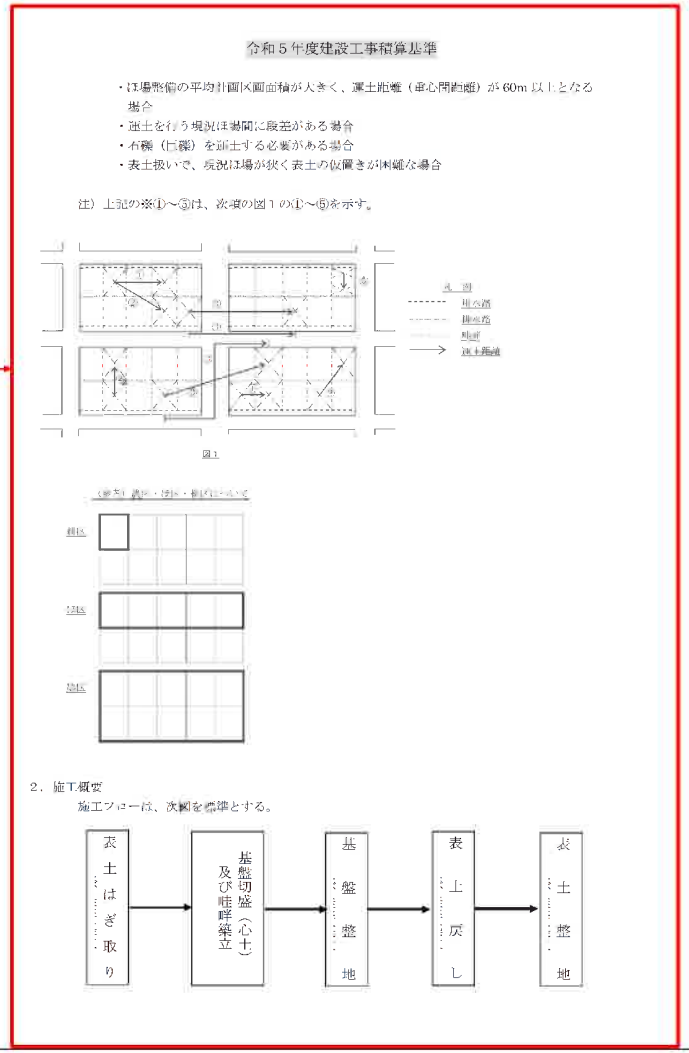 令和５年度建設工事積算基準 ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が 60m 以上となる場合 ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・石礫（巨礫）を運土する必要がある場合 ・表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合 注）上記の※①～⑤は、次頁の図１の①～⑤を示す。 図１ （参考）畦畔・法肩・畦くぼ・ふいて 畦区 法区 畦区 ２．施工概要 施工フローは、次図を標準とする。 表土はぎ取り → 基盤切盛（心土）及び畦畔築立 → 基盤整地 → 表土戻し → 表土整地

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-91 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	令和５年度建設工事積算基準 ３．機種の選定 施工機械は作業内容ごとに以下の表に示す機械を標準とする。 表 3-1　標準機種 作業内容 ／ 名称 ／ 規格 表土はぎ ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.80m3（平積0.60m3） 基盤切盛 ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.80m3（平積0.60m3） 畦畔築立 ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3） 基盤整地 ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3） 表土戻し ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3） 表土整地 ／ バックホウ ／ 排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3（平積0.35m3） ４．施工歩掛 4-1　運転時間等算定基準（標準機種による 1ha 当り運転時間） バックホウの運転時間は，次により算出する。（時間は小数第２位を四捨五入して第１位まで算出する。） 4-1-1　バックホウの運転時間（ＴＢ） バックホウの運転時間は，次の算定式によって求める。 （１）表土扱いを行わない場合の運転時間（ＴＢa） ＴＢa＝ｔ4＋ｔ5＋ｔ6（hr/ha） （２）表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間（ＴＢc） ＴＢc＝ｔ1＋ｔ2＋ｔ3＋ｔ4＋ｔ5＋ｔ6（hr/ha） ｔ1：はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間（hr/ha） ｔ1＝191.4A＋151.9B-0.2 ｔ2：はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間（hr/ha） ｔ2＝-669.0A＋14.5B-44.3 ｔ3：はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間（hr/ha） ｔ3＝578.8A-17.9 ｔ4：高盛切盛を行う時間（hr/ha） ｔ4＝-14273.8A×B＋268.5 ｔ5：畦畔築立を行う時間（hr/ha） ｔ5＝-188.3A＋97.0 ｔ6：基盤整地を行う時間（hr/ha） ｔ6＝-635.5A＋245.4

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-92 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	令和５年度建設工事積算基準 Ａ：計画平均区画面積（ha） Ａ－対象地区の区画面積計/区画（筆）数 Ｂ：計画区画短辺方向の現況平均勾配 Ｂ－勾配（例 1/200 →0.005） Ｆ：整備前のほ場からはぎ取る表土の厚さ（cm） ただし、算定式で求めたｔ１からｔ６の各々の値が、３（hr/ha）以下の場合は３（hr/ha）とする。 4-1-2　バックホウの日当り運転時間（ＴＢＤ） バックホウの日当り運転時間（ＴＢＤ）は次表を標準とする。 表 4.1　日当り運転時間 （１日当り） 作業内容 ／ 単位 ／ 数量 表土はぎ ／ h ／ 6.0 表土戻し ／ h ／ 6.9 表土整地 ／ h ／ 7.0 基盤切盛 ／ h ／ 6.6 基盤整地 ／ h ／ 7.3 畦畔築立 ／ h ／ 6.9 4-2　労務歩掛 表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。 なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。 表 4.2　労務歩掛 （人/ha） 作業内容 ／ 世話役（TR1） ／ 普通作業員（TR2） 表土はぎとり集積 ／ 0.8 ／ 1.4 表土戻し ／ 1.7 ／ 2.7 表土整地 ／ 2.6 ／ 4.8 基盤切盛 ／ 2.8 ／ 4.3 基盤整地 ／ 8.0 ／ 14.2 畦畔築立 ／ 0.8 ／ 2.0 （注）土層改良を目的とする徐礫に含まない。 4-3　運転労務 4-3-1　バックホウの運転労務は、別途計上する。

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-93 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	

令和５年度建設工事積算基準

4-4　諸経費

諸経費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり，労務費，機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する．対象工種は，表土整地，基盤整地である．

表 4.3　諸経費率

（%）

作業内容	諸経費率
表土整地	1.0
基盤整地	1.0

5．単価表

（1）ほ場整備整地工 1ha 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転	表3.1	H	TB/TBD	
世話役		人	TR1	表4.2
普通作業員		〃	TR2	〃
諸経費		式	1	表4.3
計				

（注）単価表を用いる数量について

バックホウの運転時間、補助労務の算出に当たっては、「4．施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。

（1ha当り）

工法	作業	バックホウ運転 TB	世話役 TR1	普通作業員 TR2
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t 1	0.8	1.4
	表土戻し	t 2	1.7	2.7
	表土整地	t 3	2.6	4.8
	表土戻し+表土整地	t 2+ t 3	4.3	7.5
	表土はぎ+表土戻し+表土整地	t 1+ t 2+ t 3	5.1	8.9
基盤切盛+畦畔築立		t 4+ t 5	3.6	6.3
基盤整地		t 6	8.0	14.2
基盤切盛+畦畔築立+基盤整地		t 4+ t 5+ t 6	11.6	20.5
［表土扱いを行わない場合］		(TBa)		
はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 ［表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合］		t 1+ t 2+ t 3+ TBa (TBc)	16.7	29.4

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年5月30日

ページ	改定前（令和６年５月31日まで適用）	改定後（令和６年６月１日以降適用）
13-94 第１３編　農業農村編 第１０章　ほ場整備工 ［２］独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工	追加	令和５年度建設工事積算基準 （２）機械運転単価表 作業内容：表土はぎ 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.80m3級（平積0.6m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→90　機械賃料数量→1.91 作業内容：基盤切盛 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.80m3級（平積0.6m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→99　機械賃料数量→1.89 作業内容：畦畔築立 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3級（平積0.35m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→59　機械賃料数量→2.04 作業内容：基盤整地 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3級（平積0.35m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→63　機械賃料数量→1.82 作業内容：表土戻し 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3級（平積0.35m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→59　機械賃料数量→2.14 作業内容：表土整地 名称：バックホウ 規格：排出ガス対策型（第３次基準値）クローラ型 山積0.45m3級（平積0.35m3） 適用単価表：機-28 指定事項：機械運転労務数量→1.00　燃料消費量→60　機械賃料数量→1.77

令和５年度　建設工事積算基準　対照表

【通知日】令和６年7月26日

ページ	改定前（令和６年７月31日まで適用）	改定後（令和６年８月１日以降適用）
記載頁 14-62 第１４編　森林整備 第12章　山地治山土工	第 12 章　山地治山土工 ［1］ 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第1 山地治山土工 1－2 岩石工 1－2－2 山地治山岩石工 1－3 掘削面整形 1－4 岩盤清掃歩掛 ［2］ 独自基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第1 山地治山土工 1－1 機械土工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工、③作業土工③－１床掘工」による。 1－2 岩石工 1－2－1 掘削工法の選定 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工、③作業土工③－１床掘工」による。 1－2－2 山地治山土工(1)岩石掘削(機械)歩掛 以下を追記する。 適用基準 ・岩盤部において大型ブレーカにより掘削する工法に適用する。 1－2－2 （参考）１ 山地治山岩石工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工、③作業土工③－１床掘工」による。 ただし、(3) 人力掘削歩掛は下記の通りとする。 (3) 人力掘削歩掛 機械施工ができない箇所及び火薬による破砕ができない箇所の人力掘削歩掛は、次表とする。	第 12 章　山地治山土工 追加 → 工種により基準が異なるため、下記のとおり分けて記載する。 （渓間工（谷止工、床固工）） 護岸工、波路工、水制工には、適用しない。 工種に分けて適用基準の記載を新設・変更 → ［1］ 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第1 山地治山土工 1－3 掘削面整形 1－3－2 岩石掘削面整形歩掛 1－4 岩盤清掃歩掛 ［2］ 独自基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第1 山地治山土工 1－1 機械土工 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。 1－2 岩石工 1－2－1 掘削工法の選定 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工①-１土工２-３掘削工法の選定」による。 1－2－2 山地治山岩石工(1)岩石掘削(機械)歩掛 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。 ただし、油圧式 600～800kg 級の大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表とする。

（10m3 当たり）

名　　称	規　　格	単　位	土質・岩質分類		
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中硬岩
特殊作業員		人	3.0	3.3	4.2
普通作業員（山林砂防工）		〃	2.0	2.3	2.9
空気圧縮機運転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型（第１次基準値）5.0m3/min	日	1.0	1.1	1.4
削岩機損料	ピックハンマ	〃	1.0	1.1	1.4

備考　1　上表は、切崩し及び掘起こし作業の他、法面整形（基面整形）、３m程度までの投棄、仮置又は積込作業を含む。
　　2　上表の労務には、空気圧縮機、削岩機の運転を含む。
　　3　空気圧縮機は賃料とし、運転日当たり運転時間は、６時間とする。

（10m³当たり）

規格	名称	単位	土質・岩質分類				
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中硬岩	硬岩（Ⅰ）	転石
油圧式 600～800kg 級	大型ブレーカ運転	h	1.67	1.85	2.78	3.33	2.50
	諸雑費率	%	5	12	25	29	13

備考１　作業範囲は、機械走行面より上下に 5m 以内とする。
　　2　上表には、破砕片除去、法面整形は含まない。
　　3　大型ブレーカのベースマシンはバックホウ（超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値））油圧式クローラ型とし、600～800kg 級ブレーカは、0.35m³型とする。
　　4　転石歩掛は、粒径 50cm 程度の大きさに破砕するものである。
　　5　大型ブレーカ用バックホウ運転１時間当たり機械損料の油正係数は＋0.25 とする。
　　ただし、軟岩（Ⅰ）B・軟岩（Ⅱ）を掘削する場合の補正係数は＋0.10 とする。
　　6　諸雑費率は、大型ブレーカ用チゼル損耗費であり、大型ブレーカ運転経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－２－２　（参考）１　山地治山岩石工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。

１－３　掘削面整形

１－３－１　土砂掘削面整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工③作業土工③-1 床掘工 3-3 基面整正」による。

14-63
第１５編　森林整備
第13章　山地治山土工

追加

〈渓間工（護岸工、流路工、水制工）・山腹工〉

工種に分けて
適用基準の記載を
新設・変更

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算・施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第1　山地治山土工

1－3　掘削面整形

1－3－2　岩盤掘削面整形歩掛

1－4　岩盤清掃歩掛

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算・施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第1　山地治山土工

1－1　機械土工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工」による。

1－2　岩石工

1－2－1　掘削工法の選定

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工」による。

1－2－2　山地治山岩石工（1）岩石掘削（機械）歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工」による。
ただし、油圧式600～800kg級の大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表とする。

（10m³当たり）

規格	名称	単位	土質・岩質分類				
			軟岩（Ⅱ）B	軟岩（Ⅲ）	中硬岩	硬岩（Ⅰ）	転石
油圧式 600～800kg 級	大型ブレーカ運転	h	1.67	1.85	2.78	3.33	2.50
	諸雑費率	%	5	12	25	29	13

備考１　作業範囲は、機械走行面より上下に5m以内とする。
　　２　上表には、破砕片除去、法面整形は含まない。
　　３　大型ブレーカのベースマシンはバックホウ（超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値））油圧式クローラ型とし、600～800kg級ブレーカは、0.35m³型とする。
　　４　転石歩掛は、粒径50cm程度の大きさに破砕するものである。
　　５　大型ブレーカ用バックホウ運転１時間当たり機械損料の補正係数は＋0.25とする。
　　ただし、軟岩（Ⅰ）B・軟岩（Ⅱ）を掘削する場合の補正係数は＋0.10とする。
　　６　諸雑費率は、大型ブレーカ用チゼル損耗費であり、大型ブレーカ運転経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－２－２　（参考）１　山地治山岩石工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工」による。
ただし、（３）人力掘削歩掛は下記の通りとする。

（３）人力掘削歩掛
機械施工ができない箇所及び火薬による破砕ができない箇所の人力掘削歩掛は、次表とする。

（10m3当たり）

名　　称	規　　格	単　位	土質・岩質分類		
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中硬岩
特殊作業員		人	3.0	3.3	4.2
普通作業員（山林砂防工）		〃	2.0	2.3	2.9
空気圧縮機運転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型（第１次基準値）5.0m3/min	日	1.0	1.1	1.4
削岩機損料	ピックハンマ	〃	1.0	1.1	1.4

備考１　上表は、切崩し及び掘起こし作業の他、法面整形（基面整形）、３m程度までの投棄、仮置又は積込作業を含む。
　　２　上表の労務には、空気圧縮機、削岩機の運転を含む。
　　３　空気圧縮機は賃料とし、運転日当たり運転時間は、６時間とする。

１－３　掘削面整形

１－３－１　土砂掘削面整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工③作業土工③-1床掘工3-3基面整正」による。